六ヶ所村
第7期障がい福祉計画
・
第3期障がい児福祉計画

（令和6年度～令和8年度）

令和6年3月

六ヶ所村

はじめに

近年、障がい者を取り巻く状況や施策は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定など、日々変化を遂げているところです。

本村では、「六ヶ所村障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」を策定し、３か年ごとに見直しを行うことで、障がいのある人の自立と社会参加の促進、障がい福祉サービス等の充実など、障がいのある人に対する様々な施策を推進しています。

今回、「六ヶ所村第６期障がい福祉計画及び第２期障がい児福祉計画」の見直し時期であることを受け、令和６年度から８年度までの３か年を計画期間と定め、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」の趣旨等を踏まえた新たな障がい福祉サービス等の整備計画として「六ヶ所村第７期障がい福祉計画及び第３期障がい児福祉計画」を策定しました。

これらの計画に基づいて、村民の皆様をはじめ、サービス事業者や関係団体の皆様のご理解とご協力を頂きながら、六ヶ所村の将来像『安らぎと幸せを実感できるまち』の実現をめざし、努力を続けて参ります。

今後も、障がい福祉施策はめまぐるしく変化を続けていくことが予想されますが、障がいのある人に安全・安心な生活を送っていただくため、障がい福祉施策を計画的に推進し、支援の充実に取り組んでまいりますので、住民の皆様のさらなるご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、本計画の策定にあたりまして、専門的な立場から貴重なご意見、ご助言を賜りました六ヶ所村地域自立支援協議会の委員の皆様方をはじめ、アンケートにご協力いただきました皆様、その他ご協力をいただきました関係者の皆様方に心から感謝申し上げます。

令和６年３月

六ヶ所村長　戸　田　　衛

目　次

第１章　計画の概要

１　計画策定の趣旨 1
２　計画の位置づけ 2
（１）計画の法的位置づけ 2
（２）他計画との調和 3
３　計画の期間 4
４　計画の策定体制 5
（１）計画の策定体制 5
（２）地域自立支援協議会 5
（３）アンケート調査 5

第２章　障がい者を取巻く現状

１　本村の人口の推移 7
２　障がい者の状況 9
（１）障がい者数 9
（２）身体障がい者の状況 10
（３）知的障がい者の状況 11
（４）精神障がい者の状況 11
（５）難病患者等の状況 12
３　障がい者の在学、雇用・就業の状況 13
（１）障がい者の在学状況 13
（２）障がい者の就労状況 14
４　アンケート調査結果 15
（１）調査結果の抜粋 15

第３章　計画の基本的な視点

１　基本的理念 31
（１）障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援 31
（２）村を基本とする身近な実施主体と障がい種別によることのない一元的な障がい福祉サービスの実施 31
（３）障がい者の課題に対応したサービス提供体制の整備 31
（４）地域共生社会の実現に向けた取組 32
（５）障がい児の健やかな育成のための発達支援 32
（６）障がい福祉人材の確保・定着 33
（７）障がい者の社会参加を支える取組定着 33

２　基本的な考え方 34
（１）訪問系サービスの確保 34
（２）希望する障がい者等への日中活動系サービスの確保 34
（３）グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実 34
（４）福祉施設から一般就労への移行等の推進 34
（５）強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実 34
（６）依存症対策の推進 35
３　相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方 36
（１）相談支援体制の充実・強化 36
（２）地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保 36
（３）発達障がい者等に対応する支援 36
４　障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方 37
（１）地域支援体制の構築 37
（２）保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 37
（３）障がい児相談支援の提供体制の確保 38
（４）地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進 38
（５）特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備 38
５　サービス等の体系 40

第４章　数値目標の設定

１　令和８年度までに目指す数値目標の設定 41
（１）福祉施設入所者の地域生活移行の目標 41
（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 42
（３）地域生活支援拠点の整備 43
（４）福祉施設から一般就労への移行等 44
（５）障がい児支援の提供体制の整備等 45
（６）相談支援体制の充実・強化等 46
（７）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 47

第５章　見込量と確保の方策

１　障がい福祉サービスの見込量と確保の方策 49
（第７期障がい福祉計画）
（１）訪問系サービス 49
（２）日中活動系サービス 51
（３）居住系サービス 54
（４）相談支援 56
２　障がい児支援の見込量と確保の方策 57
（第３期障がい児福祉計画）
（１）障がい児通所支援 57
（２）障がい児相談支援 59

３　自立支援医療と補装具の見込量と確保の方策 60
（１）自立支援医療制度 60
（２）補装具の支給 62
４　地域生活支援事業の見込量と確保の方策 63
（１）必須事業 63
（２）任意事業 66

第６章　計画の推進にあたって

資　料

１　六ヶ所村地域自立支援協議会設置要綱 69
２　六ヶ所村地域自立支援協議会委員名簿 71

村では、国制度等で定められているものは「障害」、その他一般名詞については「障がい」と明記することとしています。

第１章

計画の概要

第1章　計画の概要

1　計画策定の趣旨

障がい者を支援する方向性は年々変わってきており、国では、平成 17 年４月に医療・保健・福祉・教育・就労などにおける発達障がい者の社会的な支援体制の確立を目指すための「発達障害者支援法」を施行し、平成 18 年度からは福祉サービスの提供主体を市町村として、共通の障がい福祉サービスを提供することや一般就労への移行を目的とする事業の創設などを目的とした「障害者自立支援法」が施行され、さらに平成 25 年には、基本理念を「地域社会における共生の実現」とし、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行されるなど、障がい者施策は自立支援、社会参加を促進する方向へ大きく変化しました。

また、平成 23 年８月に「障害者基本法」の改正があり、共生社会の実現を目指すとともに、障がい者の定義の見直しや、差別の禁止などが規定されました。平成 24 年には、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行、同年、差別の解消を推進し、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立し、平成 28 年４月から施行されました。

今回、村では、「障害者総合支援法」に基づく「障がい福祉計画」、「児童福祉法」に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に策定し、「地域共生社会」の実現をめざすとともに、障がい者施策の総合的な推進を図るものです。

2 計画の位置づけ

(1)計画の法的位置づけ

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障がい福祉計画」として、令和８年度までの目標及び障がい福祉サービス等の見込量について定めるものです。

また、障がい児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障がい児福祉計画」として、令和８年度までの、障がい児通所支援及び障がい児相談支援等の提供体制の確保、円滑な実施に関する計画を定めるものです。この計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第６項において「市町村障がい福祉計画」と一体のものとして作成することができるとされていることから、本村においては、「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

◆障がい福祉計画･障がい児福祉計画の法的位置づけ

<table>
<tr><th>計画名</th><th>根拠法令</th><th>計画の性格</th><th>計画の内容</th></tr>
<tr><td>障がい福祉計画</td><td>障害者総合
支援法第 88 条</td><td rowspan="2">障がい者(児)施策の中のサービス提供などについての具体的な実施計画</td><td>障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの</td></tr>
<tr><td>障がい児福祉
計画</td><td>児童福祉法
第 33 条の 20</td><td>障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの</td></tr>
</table>

（2）他計画との調和

①障がい者計画と障がい福祉計画及び障がい児福祉計画との整合性

「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、障がい福祉サービス等の見込み量を掲げる計画であり、また障がい者計画の一部に位置づけられることから、基礎となる「障がい者計画」との整合性を図ることが必要です。

なお、本計画に掲げる目標値及び見込み量等は県との調整を行った上で設定しています。

②関連する他の計画との整合性

策定にあたっては、国の基本指針や青森県の計画を踏まえた上で、また、上位計画である第４次六ヶ所村総合振興計画との整合性を図ったほか、他の保健福祉計画と有機的なつながりを持ち、相互に作用することを目指しました。

◆関連する他の計画との関係

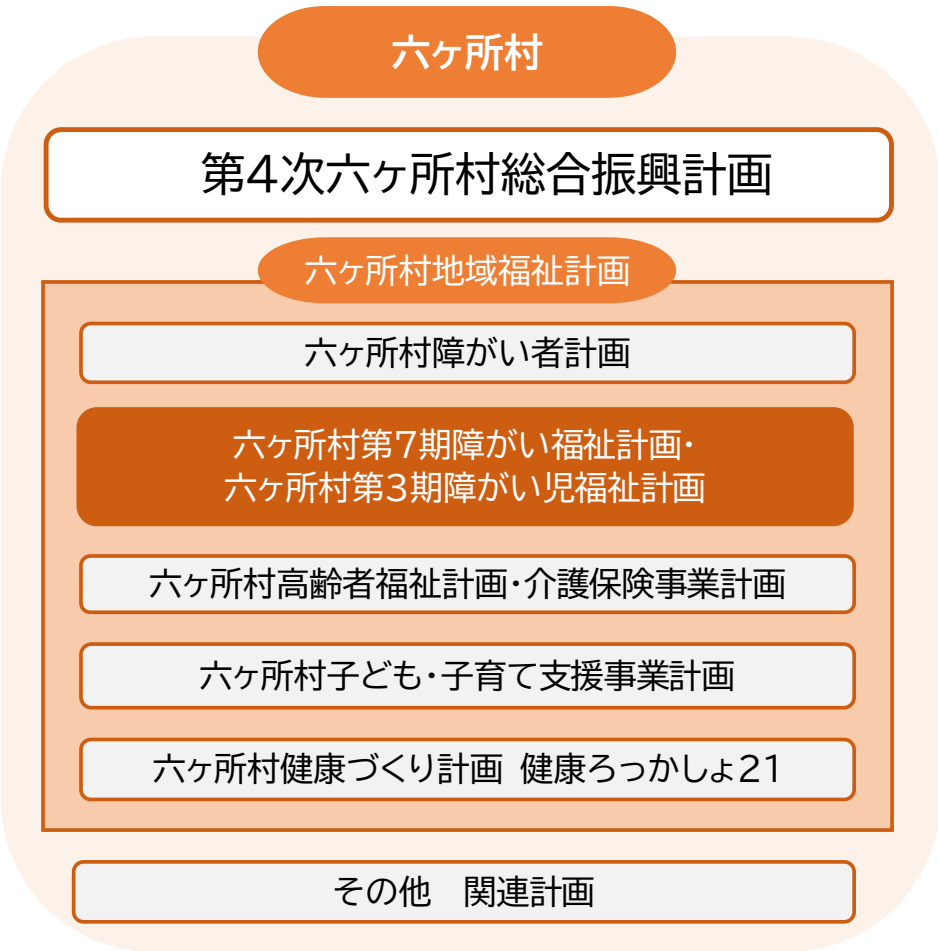

3 計画の期間

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法において、３年を１期として作成することとされており、令和３年度から令和５年度までの第６期計画期間の終了に伴い、令和６年度から令和８年度までを計画期間とする「第７期障がい福祉計画」を策定するものです。

また、「第３期障がい児福祉計画」は「第７期障がい福祉計画」と一体的に作成することから「第７期障がい福祉計画」と同様に令和６年度から令和８年度までの３年を１期として策定します。

■計画期間

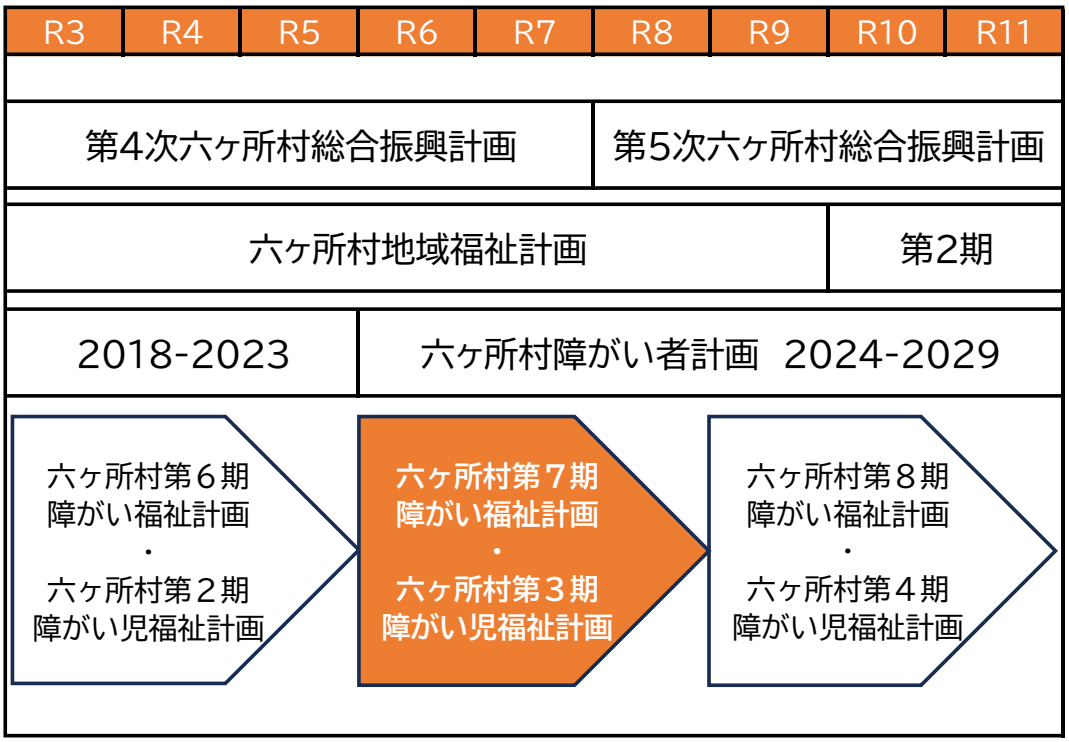

4 計画の策定体制

(1)計画の策定体制

福祉課が中心となり、庁内の関係各課と連携しながら、各施策分野の資料等の収集、現状・課題の整理、分析を行い、それを基に地域自立支援協議会に提出するための計画（素案）を作成しました。また、計画（素案）の作成にあたっては、障がい者に対してアンケート調査を行い、その結果を反映するよう留意しました。

(2)地域自立支援協議会

地域自立支援協議会は、学識経験者、障がい者団体、教育・保健・医療関係者、相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、庁内の関係各課の職員等により構成し、事務局にて作成された計画（素案）について審議、修正を加え、最終的な計画（案）を策定しました。

(3)アンケート調査

計画策定にあたっては、障がい者の日常生活の状況や福祉サービスに関するニーズなどを把握するため、障害者手帳の所持者（身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳）を対象にアンケート調査を実施しました。

●アンケート調査の実施概要

調査対象者	令和５年８月１日現在、本村住民である在宅の障害者手帳所持者
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和５年８月～９月

●配布･回収の結果

配布数	回収数 【回収率】	無効回答数	有効回答数 【有効回答率】
443件	159件 【35.9%】	０件	**159件** **【35.9%】**

第２章

障がい者を取巻く現状

第2章　障がい者を取巻く現状

1 本村の人口の推移

近年の本村の人口は、減少傾向で推移し、令和５年の総人口は 9,831 人で、令和元年度に比べ 533 人減少しています。また、人口に占める障がい者の割合は、令和５年では 5.8%となっています。

令和５年の人口構成をみると、男性は 25 歳～29 歳、女性は 70～74 歳の年齢階層に人口が多くなっています。

●年齢3区分別人口推移

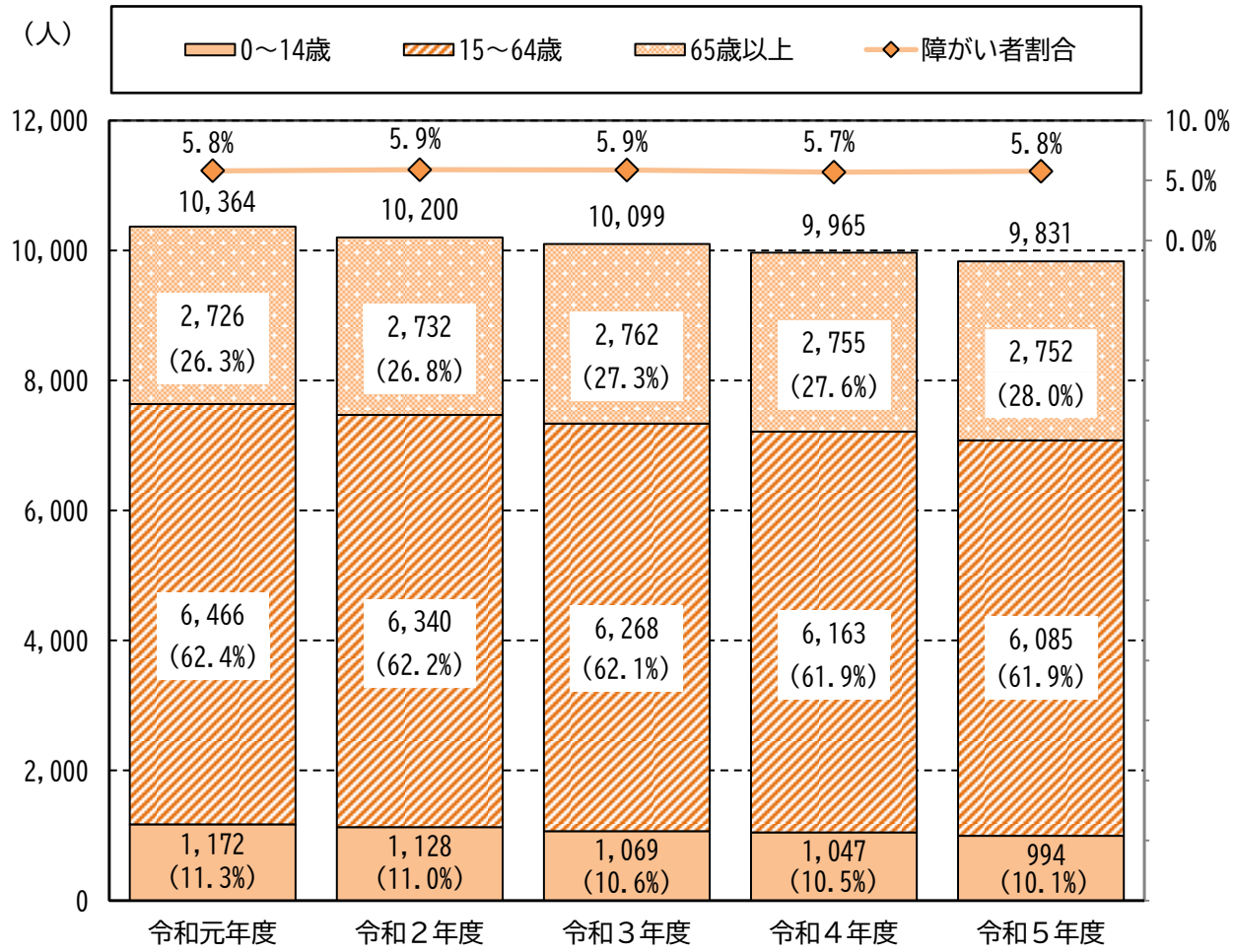

各年4月1日現在　　資料:住民基本台帳

●人口構成

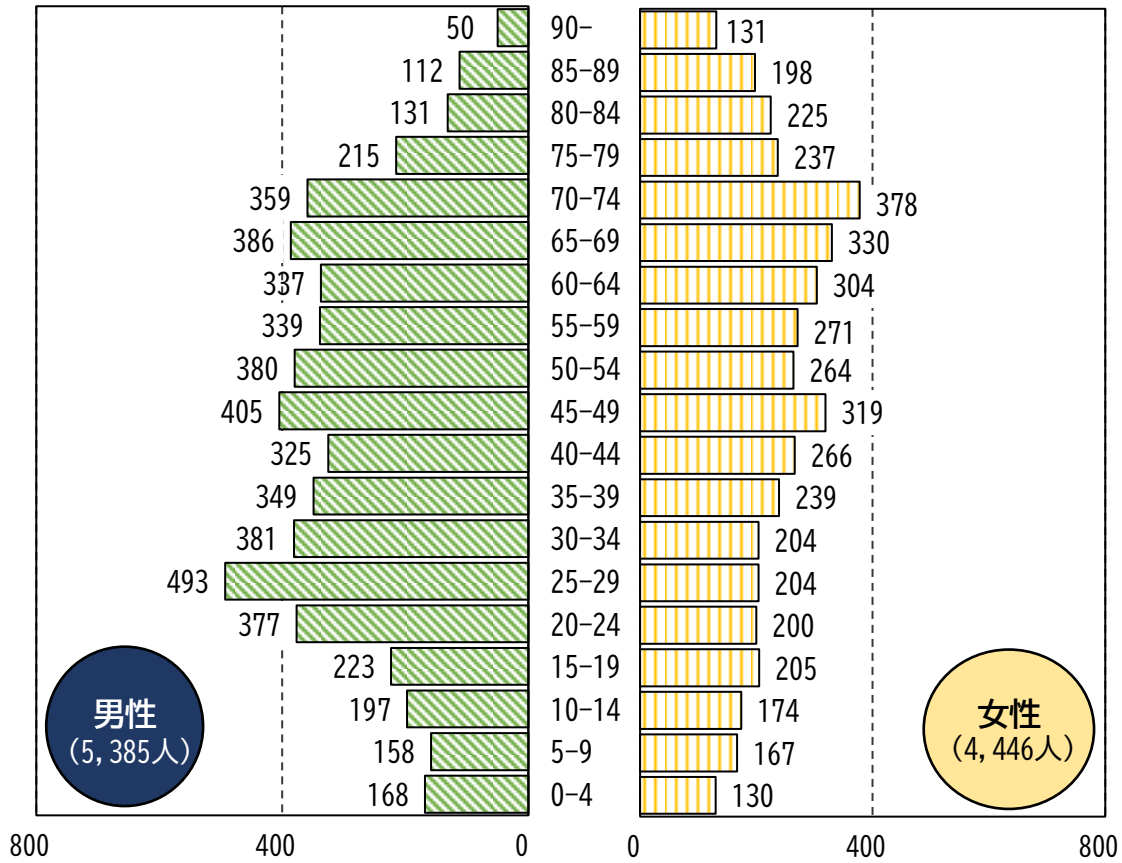

令和5年4月1日現在

資料：住民基本台帳

2 障がい者の状況

(1)障がい者数

障害者手帳の所持者から障がい者数を把握すると、令和４年から令和５年にかけて 26 人の減少となっています。

また、障がい種別の人数では、各年とも、身体障害者手帳所持者（身体障がい者）の割合が、障がい者全体の７割近くを占めています。

●障がい者数の推移(手帳所持者)

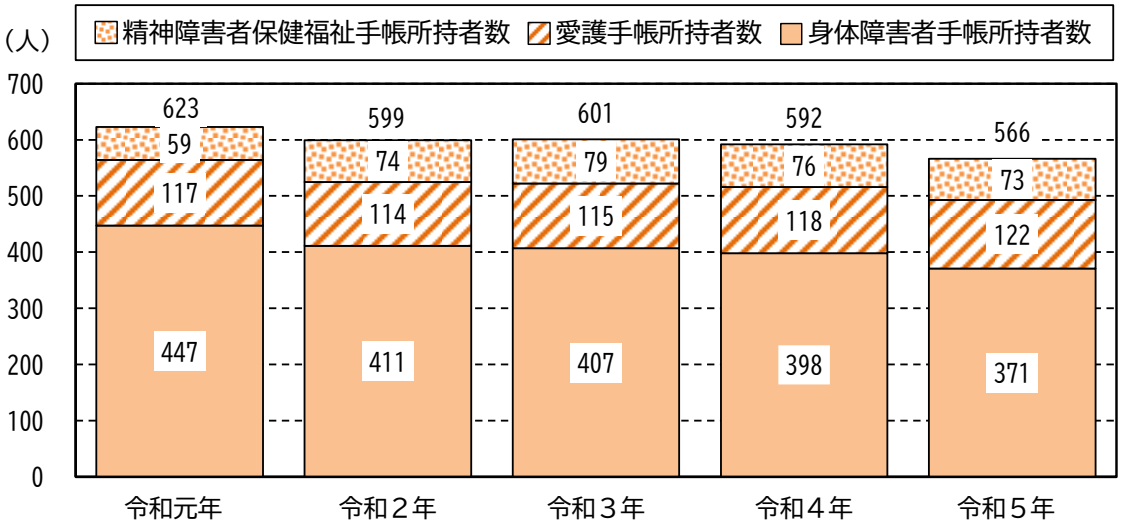

各年3月 31 日現在　　資料:福祉課

(2)身体障がい者の状況

令和５年における身体障害者手帳所持者数は、１級の重度障がい者が 152 人と全体の約 41%を占めています。また、障がい種別では、肢体不自由が最も多く、173 人となっています。

●身体障害者手帳所持者数の推移【等級別】　（単位:人）

等　級	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
１級	172　(118)	161　(113)	165　(116)	157　(106)	152　(98)
２級	68　(52)	61　(48)	57　(45)	57　(41)	49　(35)
３級	54　(45)	49　(39)	47　(40)	47　(38)	46　(37)
４級	101　(82)	90　(76)	88　(72)	90　(73)	85　(67)
５級	26　(19)	26　(18)	24　(17)	20　(14)	18　(13)
６級	26　(20)	24　(20)	26　(21)	27　(21)	21　(16)
計	447　(336)	411　(314)	407　(311)	398　(293)	371　(266)

各年3月 31 日現在　　資料:福祉課
※(　)内の数値は 65 歳以上の人数

●身体障害者手帳所持者数の推移【障がい別】　（単位:人）

障がい名	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
視覚・視野障がい	28　(19)	29　(20)	30　(21)	28　(20)	27　(20)
聴覚・平衡障がい	49　(46)	44　(42)	45　(43)	42　(39)	35　(32)
音声・言語・咀嚼障がい	6　(5)	6　(5)	6　(5)	6　(5)	5　(4)
肢体不自由	223　(158)	198　(144)	193　(138)	188　(130)	173　(117)
内部障がい※1	141　(108)	134　(103)	133　(104)	134　(99)	131　(93)
計	447　(336)	411　(314)	407　(311)	398　(293)	371　(266)

各年3月 31 日現在　　資料:福祉課
※(　)内の数値は 65 歳以上の人数
※1　内部障がいとは、心臓、呼吸、腎尿路、消化などの内臓機能の障がいのこと。

(3)知的障がい者の状況

知的障がい者の程度については、各年とも若干ではありますがＢ（中軽度）の人数がＡ(重度)の人数を上回っています。

年齢別では、令和５年の 18 歳未満の障がい児数は、全体の約 17%を占めています。

●愛護手帳所持者数の推移【程度別】　（単位:人）

程度区分	年齢層	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
A（重度）	18 歳未満	5	4	4	4	4
	18 歳以上	52	50	48	50	50
	計	57　(16)	54　(17)	52　(16)	54　(16)	54　(16)
B（中軽度）	18 歳未満	9	11	13	13	17
	18 歳以上	51	49	50	51	51
	計	60　(6)	60　(3)	63　(4)	64　(5)	68　(5)
合計	18 歳未満	14	15	17	17	21
	18 歳以上	103	99	98	101	101
	計	117　(22)	114　(20)	115　(20)	118　(21)	122　(23)

各年3月 31 日現在　資料:福祉課
※(　)内の数値は 65 歳以上の人数

(4)精神障がい者の状況

令和５年における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、１級が 23 人、２級が 36 人、３級が 14 人となっています。

●精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移【等級別】　（単位:人）

等　級	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
１　級	20　(6)	24　(6)	23　(7)	27　(9)	23　(8)
２　級	31　(6)	39　(4)	45　(6)	39　(6)	36　(6)
３　級	8　(0)	11　(1)	11　(1)	10　(1)	14　(2)
計	59　(12)	74　(11)	79　(14)	76　(16)	73　(16)

各年3月 31 日現在　資料:福祉課
※(　)内の数値は 65 歳以上の人数

(5)難病患者等の状況

原因が不明で治療法が確立されていない難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「特定疾患」とし、その治療にかかる医療費の一部を公費で負担しています。

令和５年の特定疾患医療受給者数は 76 人、小児慢性特定疾病医療受給者数は、８人となっています。

●特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾病医療受給者数の推移　（単位:人）

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
特定疾患医療受給者数	53	62	63	63	76
小児慢性特定疾病医療受給者数	10	9	9	10	8

各年3月 31 日現在(令和5年は 10 月現在)　資料:上北地域県民局(上十三保健所)

3 障がい者の在学、雇用・就業の状況

(1)障がい者の在学状況

村内の小中学校において、障がい児のための特別支援学級数と在籍児童・生徒数は、令和５年度では 12 学級 25 人となっています。

●小中学校の特別支援学級の状況

	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数
小学校	６学級	13 人	７学級	17 人	９学級	21 人
中学校	５学級	10 人	５学級	10 人	３学級	４人
合　　計	11 学級	23 人	12 学級	27 人	12 学級	25 人

各年度4月1日現在　　資料:教育委員会

また、本村児童・生徒の特別支援学校への就学状況は、令和５年度では計４人です。

●特別支援学校への就学状況

	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	七戸養護学校	その他	七戸養護学校	その他	七戸養護学校	その他
小学校	３人	１人	３人	１人	２人	０人
中学校	４人	０人	３人	０人	１人	１人
計	７人	１人	６人	１人	３人	１人
合　　計	８人		７人		４人	

各年度4月1日現在　　資料:六ヶ所村　教育委員会

(2)障がい者の就労状況

野辺地公共職業安定所管内（七戸町・東北町・野辺地町・横浜町・六ヶ所村）に本社を置く企業のうち、法定雇用率※2.3%が適用される一般の民間企業（常用労働者数 45.5 人以上規模の企業）のうち法定雇用率を達成している企業数は令和５年６月１日現在で野辺地公共職業安定所管内で 54.4%、六ヶ所村内で 46.9%となっています。

●法定雇用率達成企業の割合

野辺地公共職業安定所管内	六ヶ所村内
54.4%	46.9%

令和5年6月1日現在

※ 法定雇用率は、民間企業や国、地方公共団体は、障害者雇用率に相当する人数以上の障害のある方を雇用しなければならないとする制度のこと。 令和5年度からの障害者雇用率は、2.7%となっています。
ただし、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、令和5年度においては 2.3%、令和6年度から 2.5%、令和8年度から 2.7%と段階的に引き上げることとなっています。

4 アンケート調査結果

(1)調査結果の抜粋

①日常生活の状況について

日常生活について全体では「ひとりでできる」という回答が最も多かったのは、「①食事」「②トイレ」で共に84.9%となっており、次いで「⑥家の中の移動」(84.3%)、「④衣服の着脱」(79.9%)となっております。「介助が必要」なものとしては、「外出」、「お金の管理」、「薬の管理」、「入浴」などが多くなっています。

■日常生活動作

【令和５年度調査】

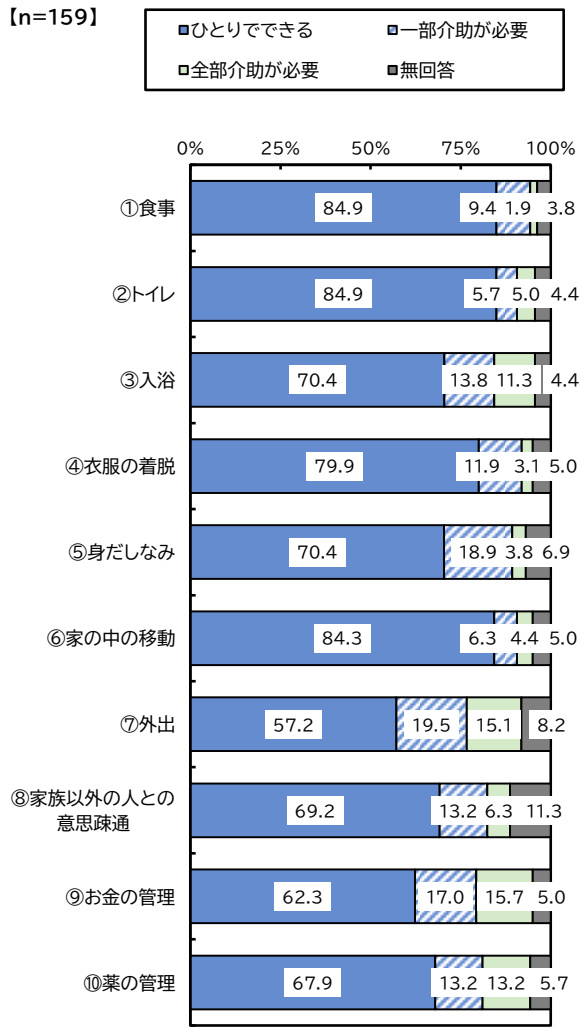

【令和２年度調査】

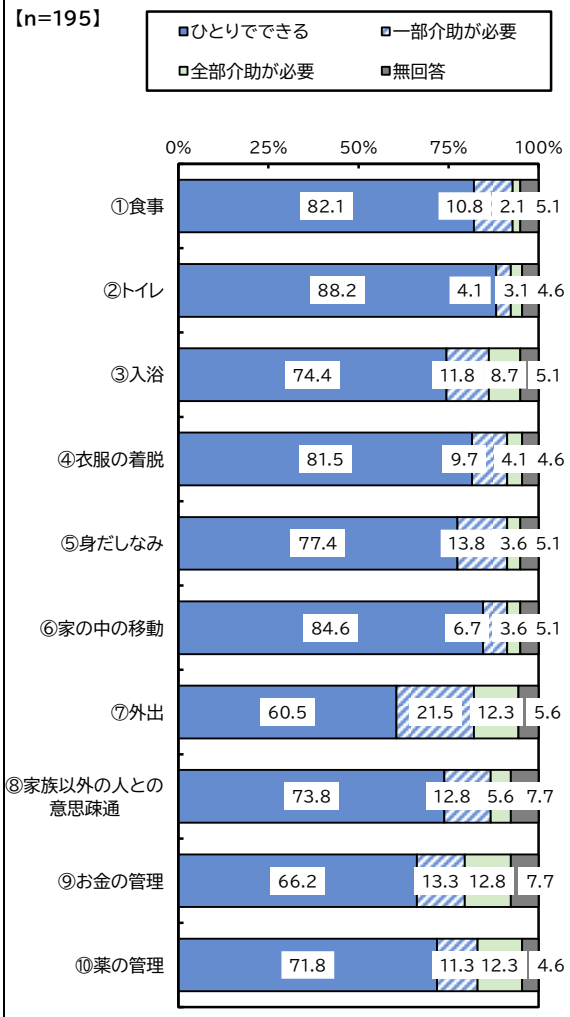

②主な介助者について

日常生活について「介助が必要」と回答した人に主な介助者を尋ねると、全体では、「配偶者」が 33.8%で最も多くなっています。身体障がい者では「配偶者」、知的障がい者では「父母・祖父母・兄弟」、精神障がい者では「配偶者」、「ホームヘルパーや施設の職員」がそれぞれ最も多くなっています。

■主な介助者

【令和５年度調査】

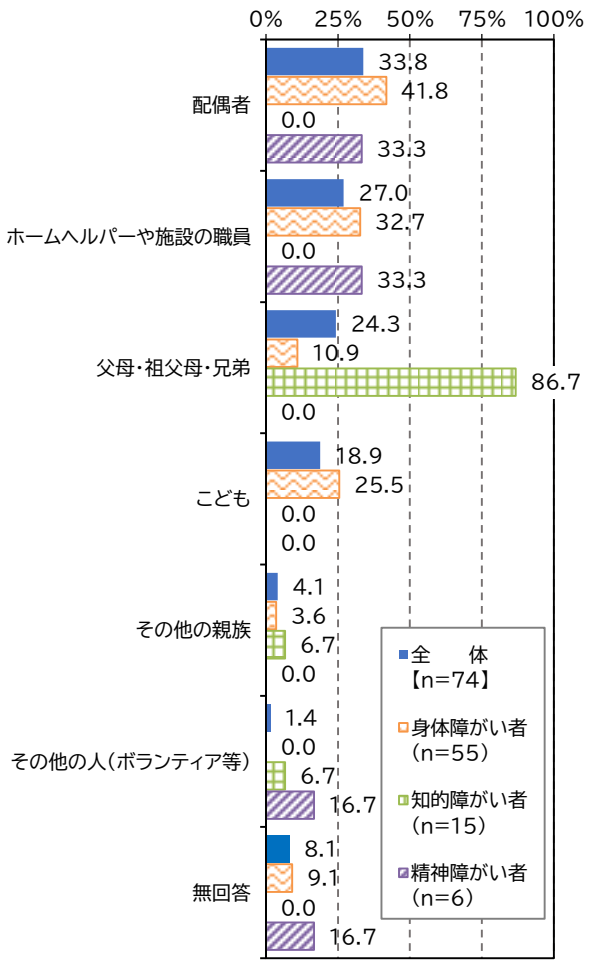

【令和２年度調査】

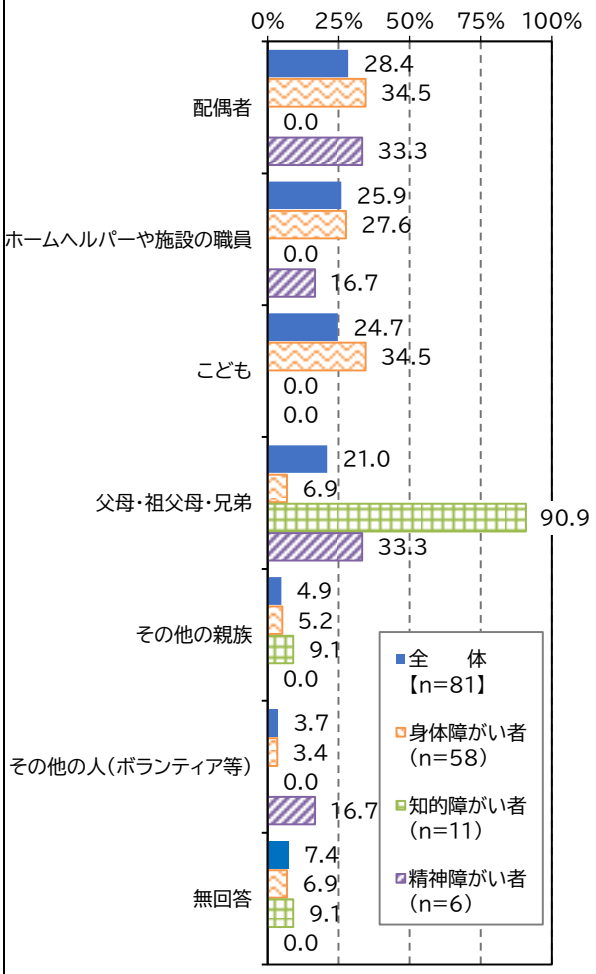

③障がい者や障がいについての理解

障がい者や障がいについて、健常者の理解が深まってきていると思うかを尋ねると、「どちらともいえない」が最も多いものの、「理解が深まっているとは思わない」という回答が 17.6％となっており、前回調査から、5.3％増加しています。

■障がい者や障がいについての理解

【令和５年度調査】

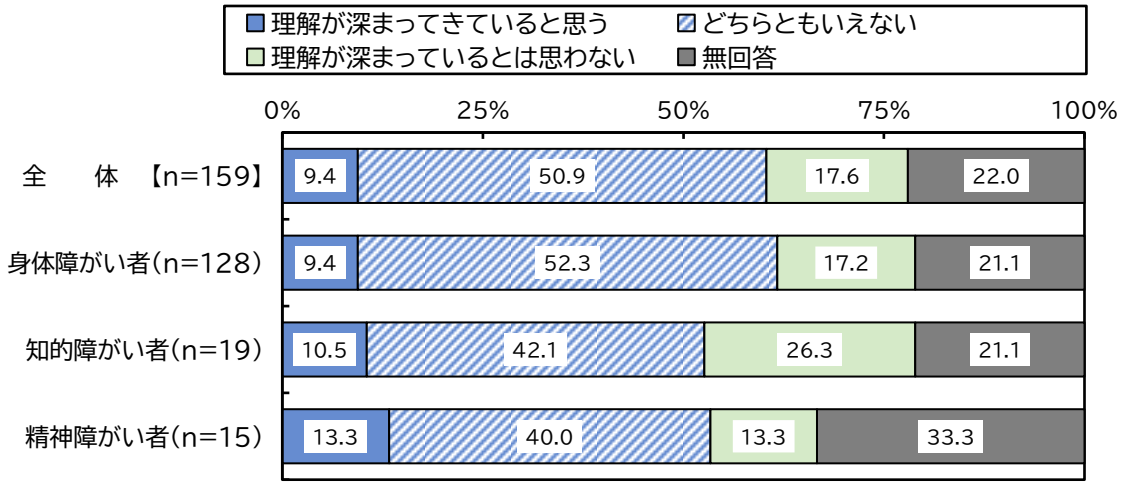

【令和２年度調査】

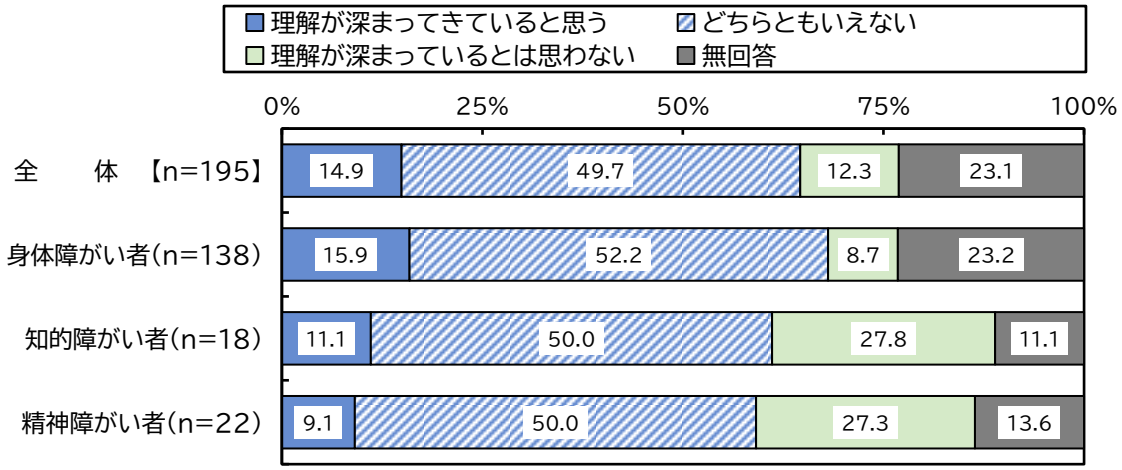

④外出の頻度

外出の頻度について尋ねると、「１週間に数日程度」が最も多く全体の 32.7%が回答しています。

「外出していない」は 8.2%となっており、前回調査から 4.1%増加しています。

■外出の頻度

【令和５年度調査】

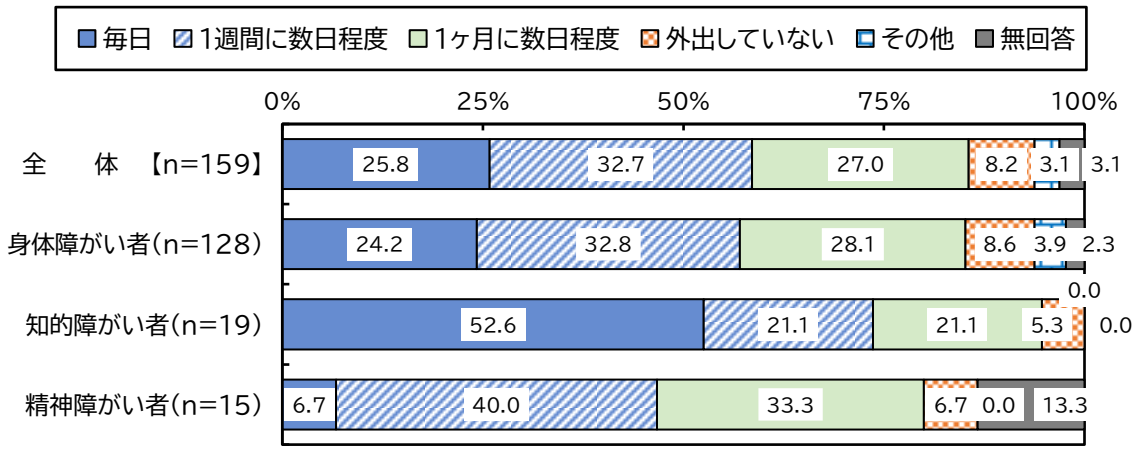

【令和２年度調査】

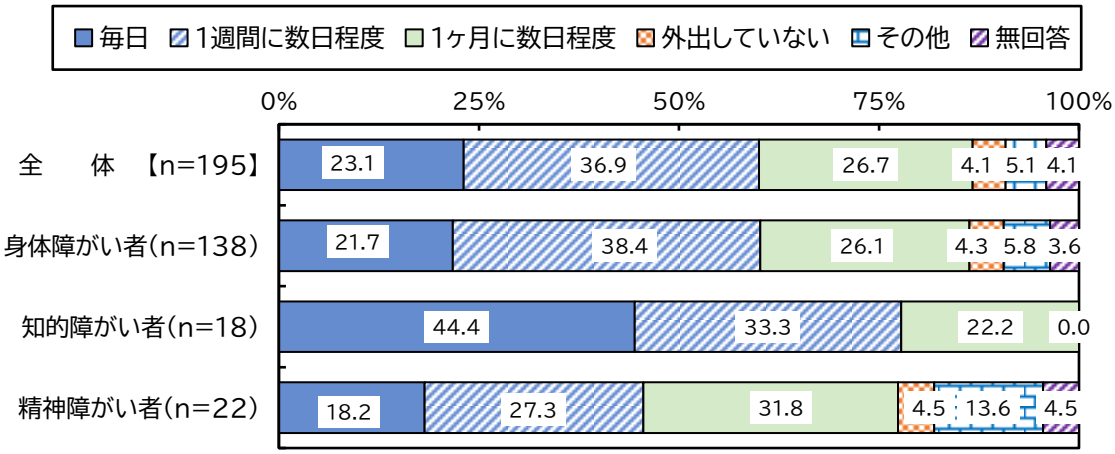

⑤外出時の手段

外出時の手段について尋ねると、「家族などが運転する車」が最も多くなっています。

前回調査より「送迎バス」を利用する人が増加しています。

■外出時の手段

【令和５年度調査】

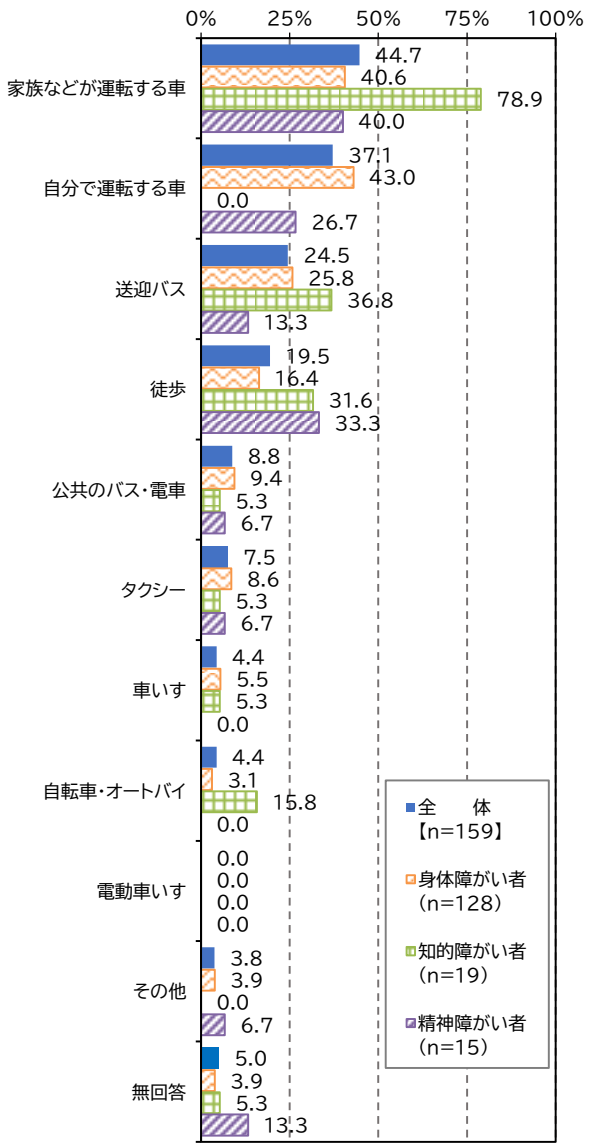

【令和２年度調査】

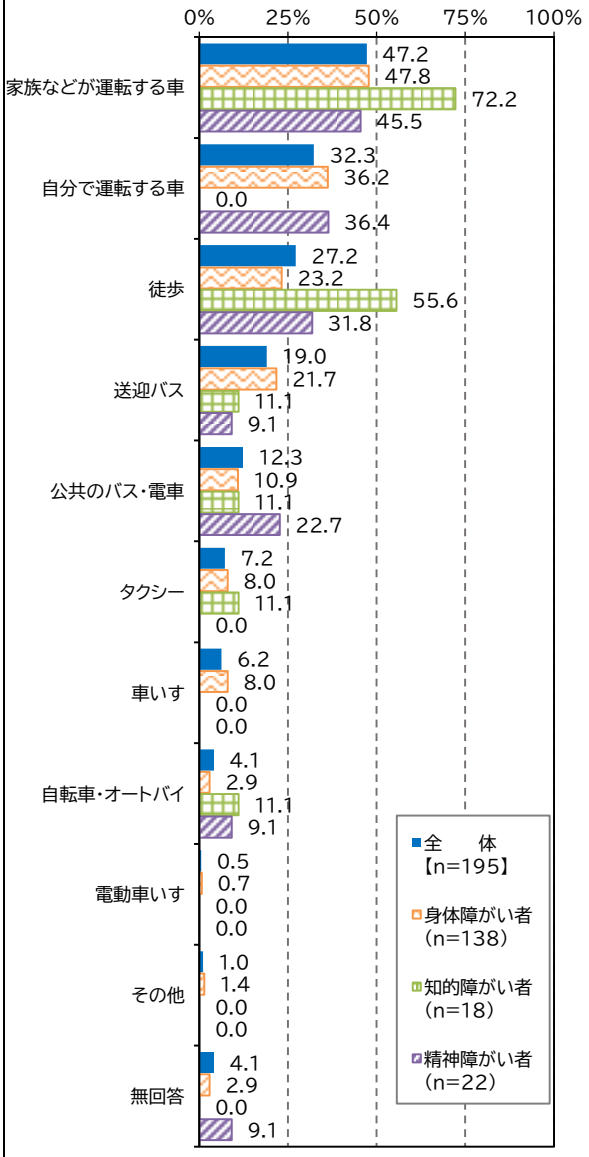

⑥外出時の困りごと

外出の際に困ることについて尋ねると、前回調査、今回調査ともに「公共交通機関が少ない」が最も多くなっています。

特に、知的障がい者の多くが、「公共交通機関が少ない」と回答しています。

■外出時の困りごと

【令和５年度調査】

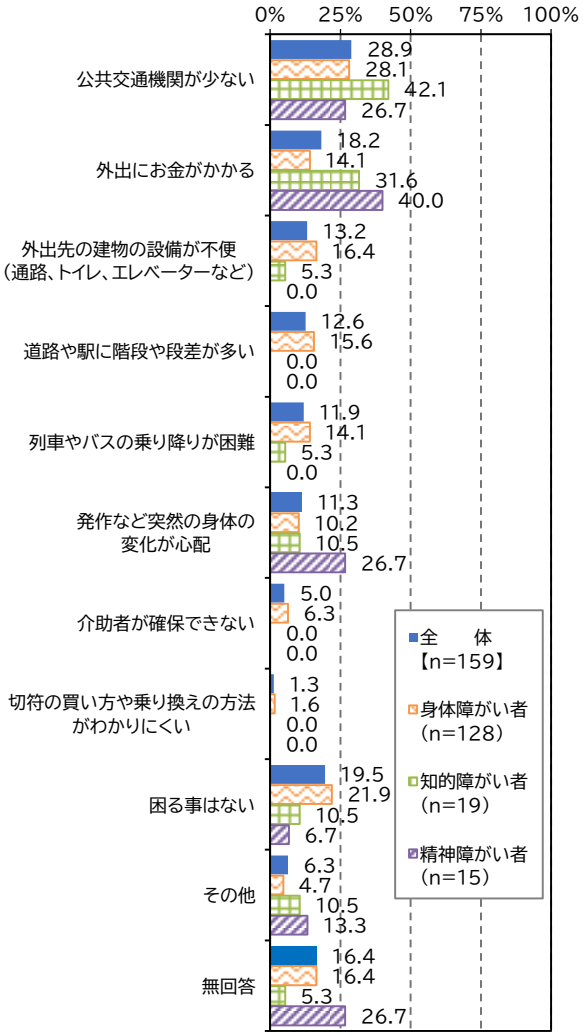

【令和２年度調査】

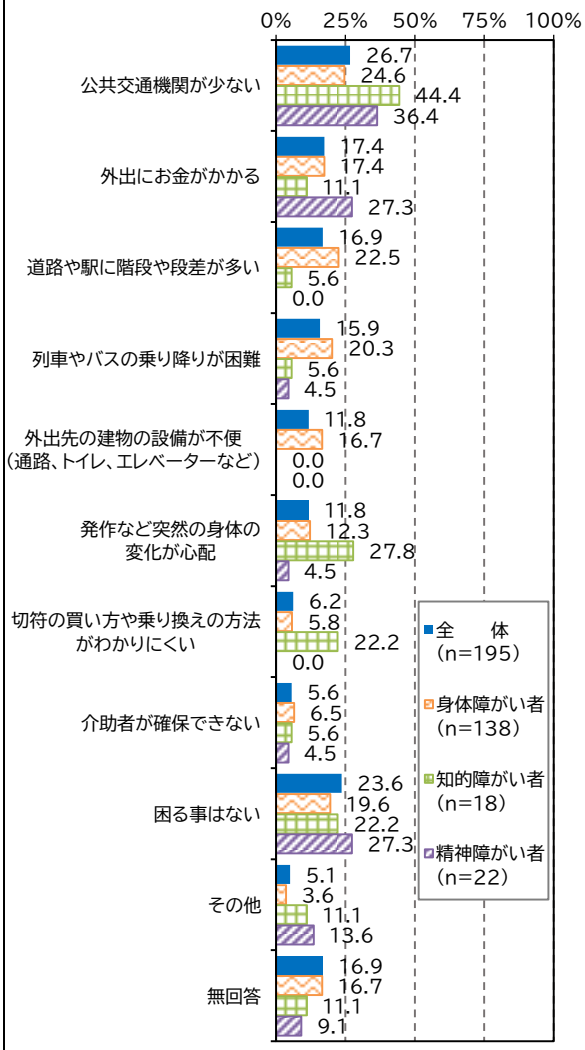

⑦災害時に避難できるか

災害時に一人で避難できるかについて、全体でみると「できる」が41.5%となっており、前回の調査から4.1%減少しています。

障がい者別でみると、身体障がい者では46.9%、知的障がい者では15.8%、精神障がい者では33.3%が「できる」と回答しています。

■災害時に一人で避難できるか

【令和５年度調査】

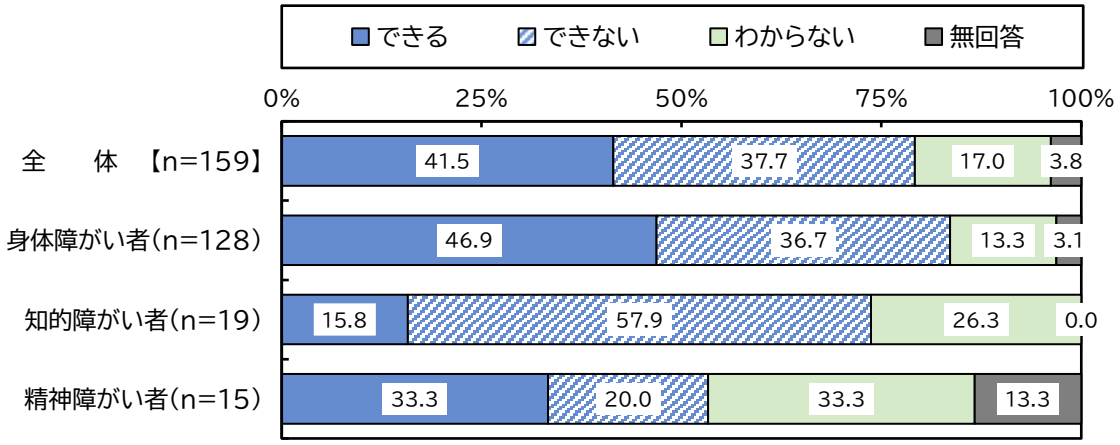

【令和２年度調査】

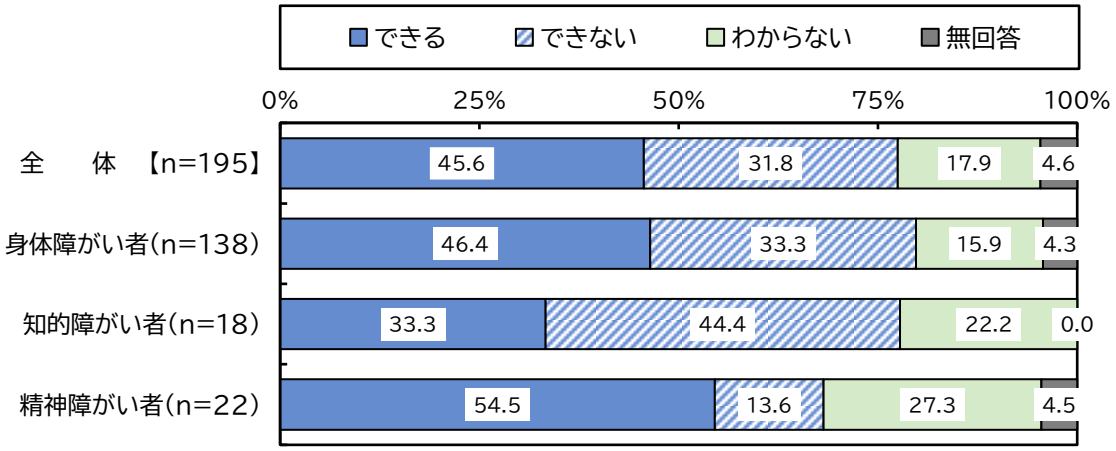

⑧緊急時に助けてくれる人

家族が不在の時やひとり暮らしの場合、近所に助けてくれる人がいるかについて、全体でみると「いる」が 43.4%、「いない」が 25.8%と回答しており、前回調査から「いる」が 2.4%増加し、「いない」が 3.4%減少しています。

■緊急時に助けてくれる人

【令和５年度調査】

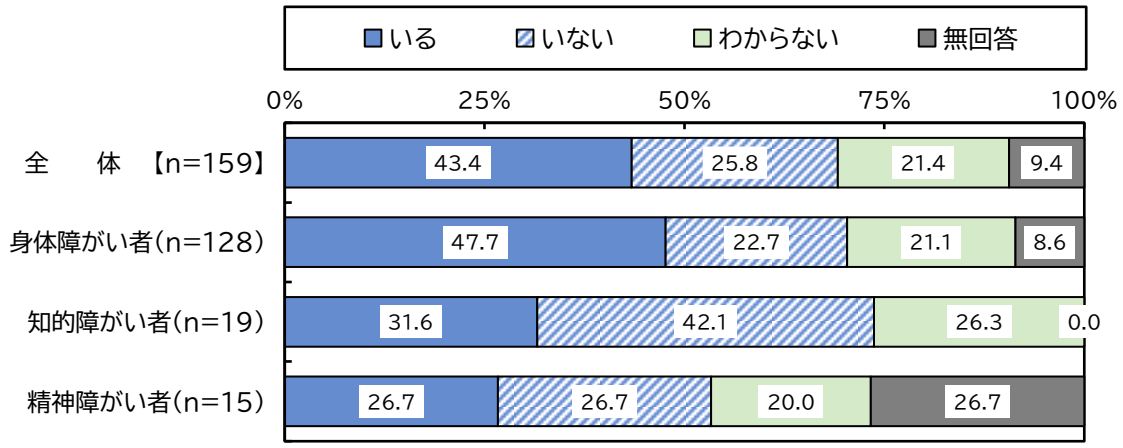

【令和２年度調査】

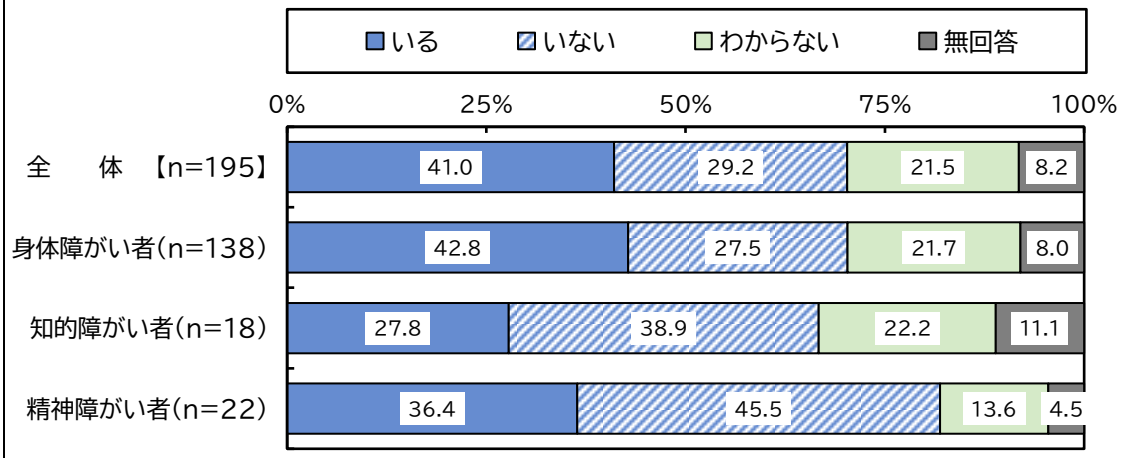

⑨災害時に困ること

災害時に困る事について、全体でみると「投薬や治療が受けられない」が 47.8%で最も多く、以下「避難場所の設備(トイレ等）や生活環境が不安」(42.1%)、「安全なところまで、迅速に避難することができない」(39.0%）と続いており、前回調査と同様の結果となっています。

障がい者別でみると、身体障がい者は「投薬や治療が受けられない」(52.3%）が最も多く、知的障がい者は「周囲とのコミュニケーションがとれない」(47.4%)、精神障がい者では「投薬や治療が受けられない」(60.0%)が最も多くなっています。

■災害時に困ること

【令和５年度調査】

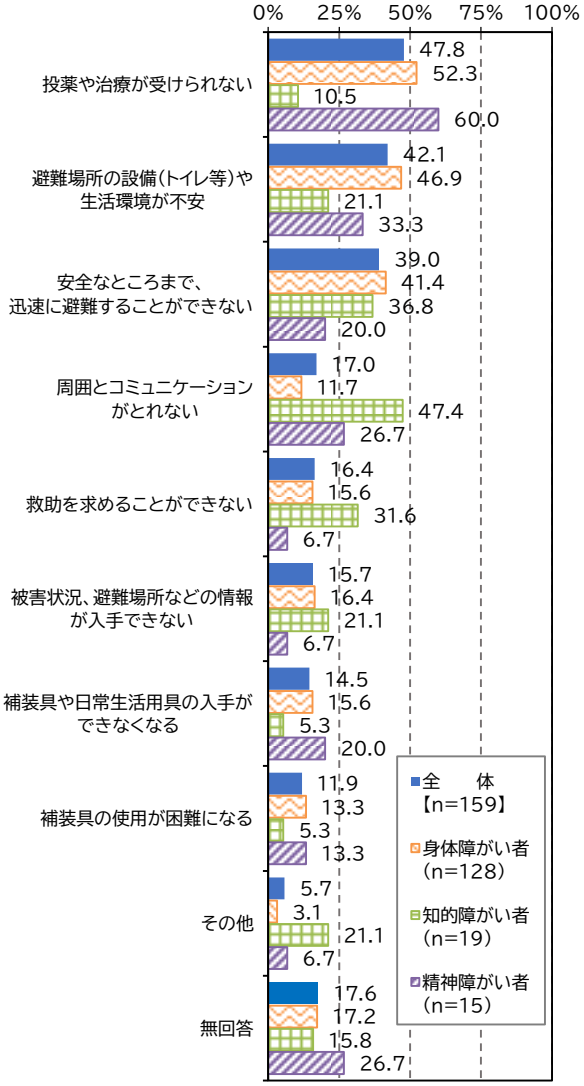

【令和２年度調査】

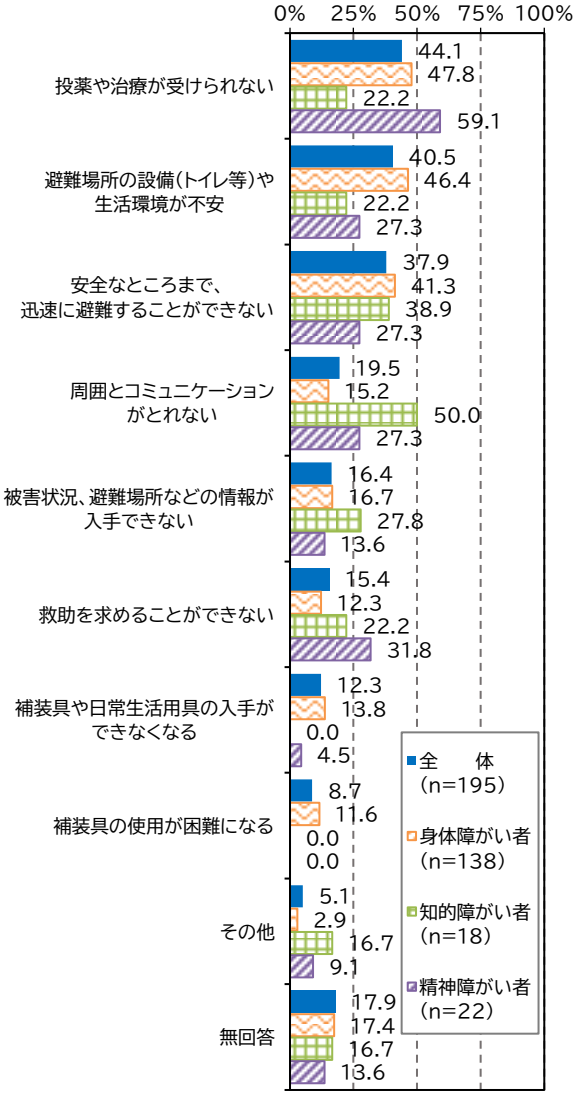

⑩就労状況について

現在仕事をしているかは、全体では「働いていない」が61.0%で最も多く、以下「会社等の事業所で働いている（アルバイトやパートも含む）」（13.8%）、「自分（仲間）で事業をしている・家業を手伝っている」（6.3%）などと回答しています。前回調査から、全体、障がい者別にみても、「働いていない」の割合は増加しています。

■就労状況について

【令和５年度調査】

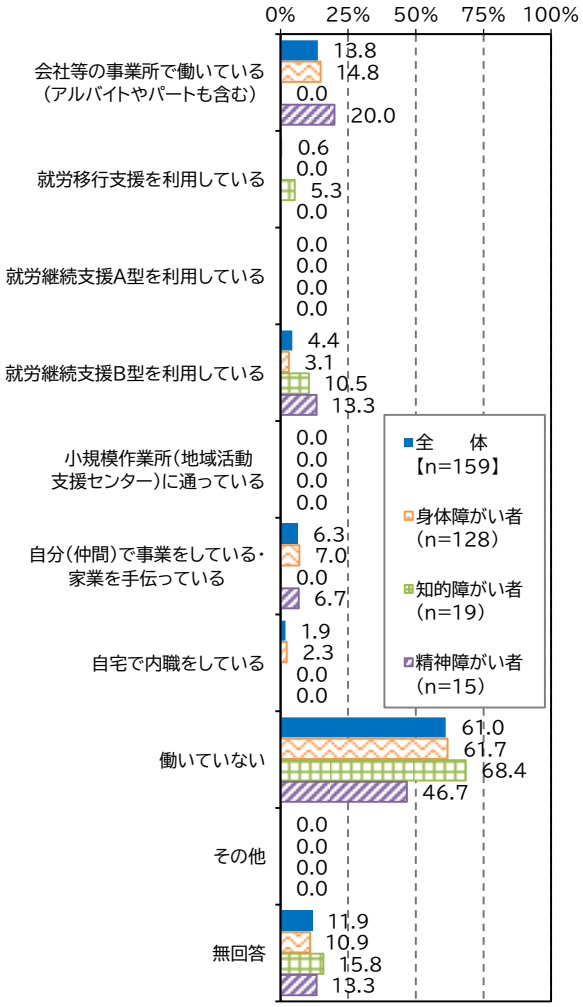

【令和２年度調査】

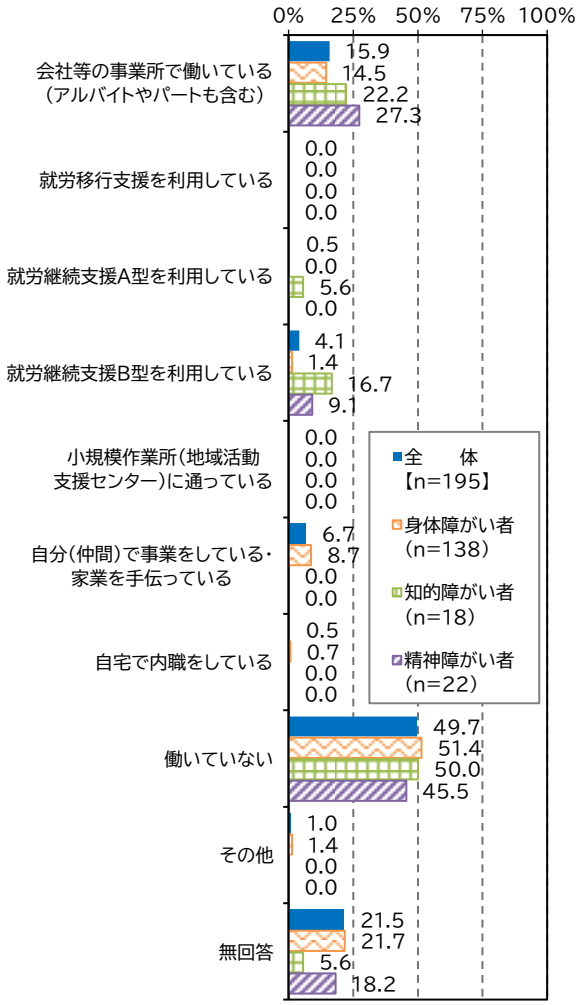

⑪障がい者が働くために必要なこと

障がい者が働くために必要なことについて、前回調査と同様に全体、障がい者別でも「障がいのことを理解してくれること」が最も多くなっています。

■障がい者が働くために必要なこと

【令和５年度調査】

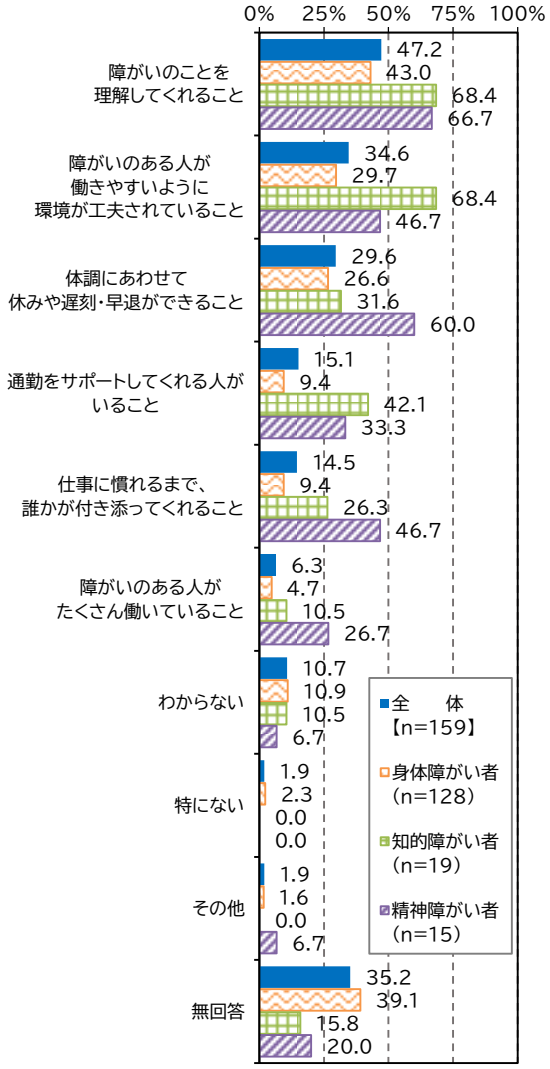

【令和２年度調査】

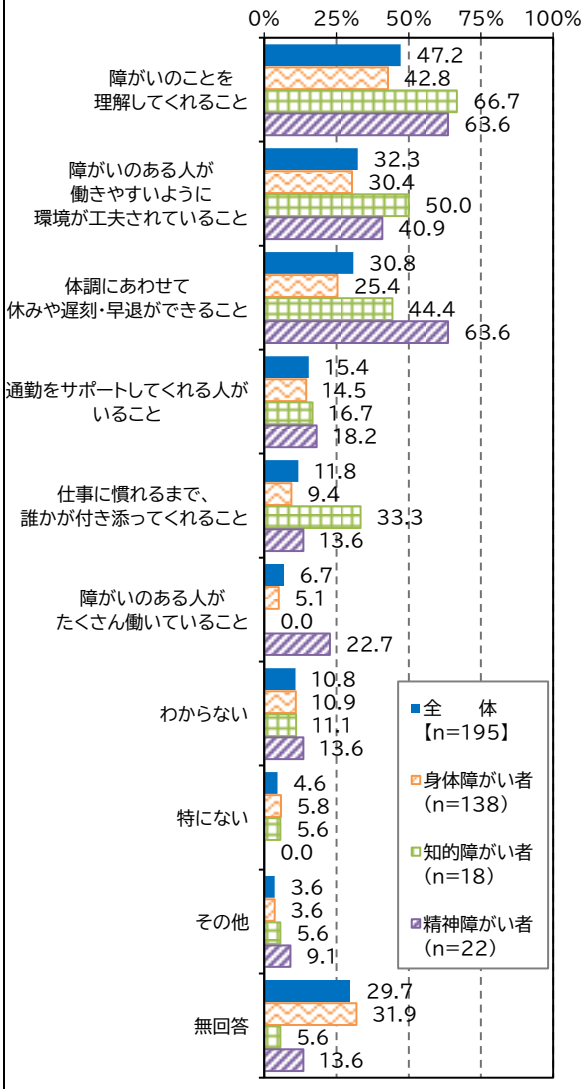

⑫差別や偏見について

差別や嫌な思いをしたことがあるかについて、全体でみると「ある」が 19.5%、「少しある」が 18.2%となっており、37.7%がある（「ある」と「少しある」の合計）と回答しています。前回調査から、2.8%増加しています。

障がい者別にある（「ある」と「少しある」の合計）という回答についてみると、身体障がい者は 32.8%、知的障がい者では 52.6%、精神障がい者では 73.3%となっています。

■差別や偏見について

【令和５年度調査】

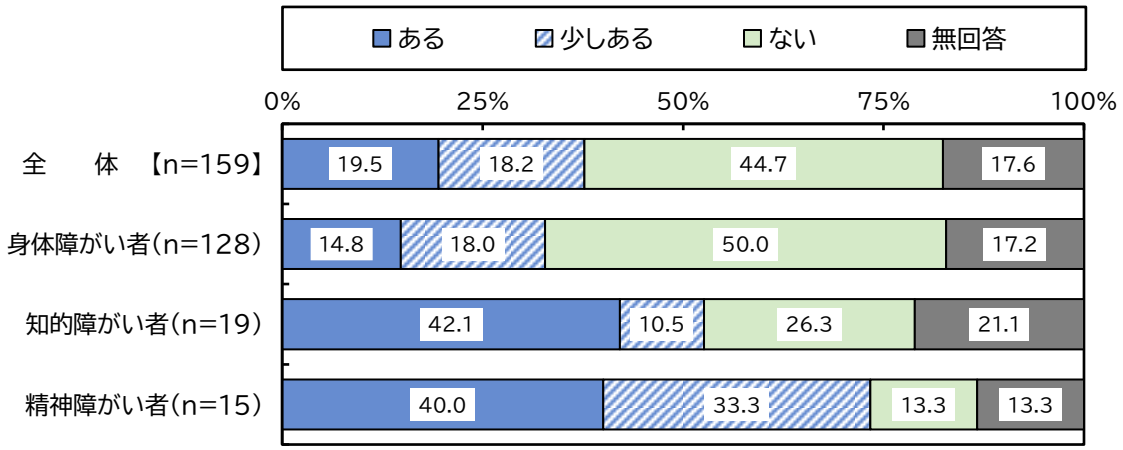

【令和２年度調査】

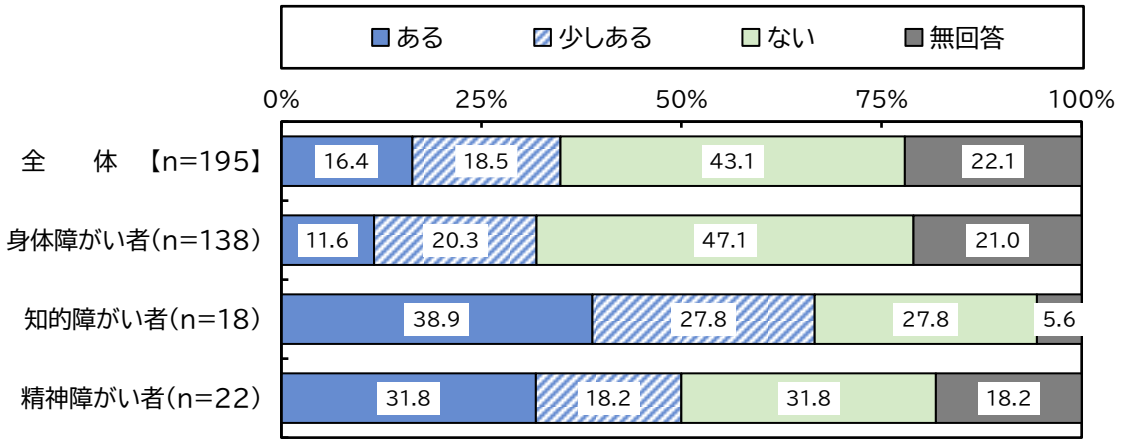

⑬成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度は、「名前も内容も知っている」との回答が 11.9%となっており、前回調査の 5.0%から減少しています。

障がい者別でみると、どの手帳所持者とも前回調査と比べ、「名前も内容も知っている」が減少しています。

■成年後見制度の認知度

【令和５年度調査】

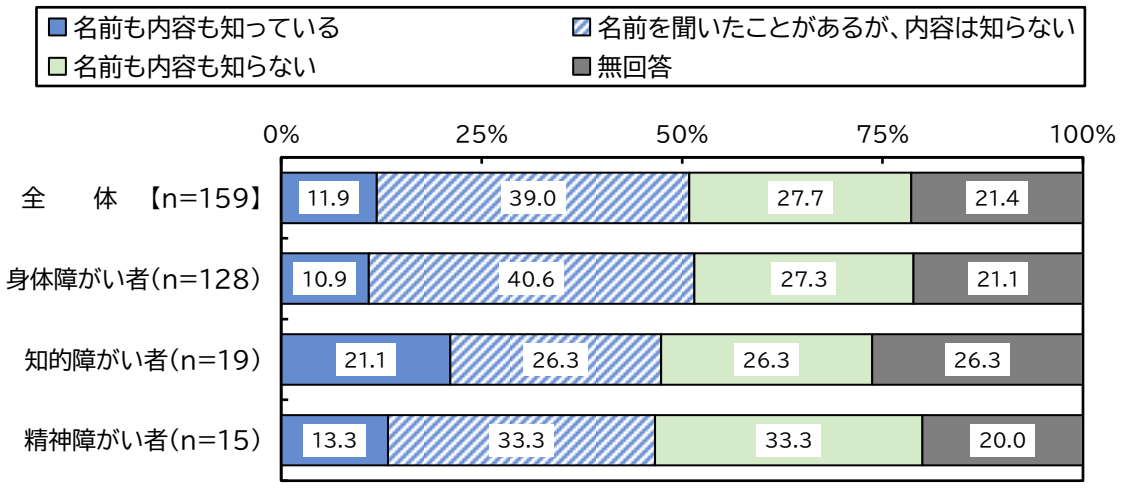

【令和２年度調査】

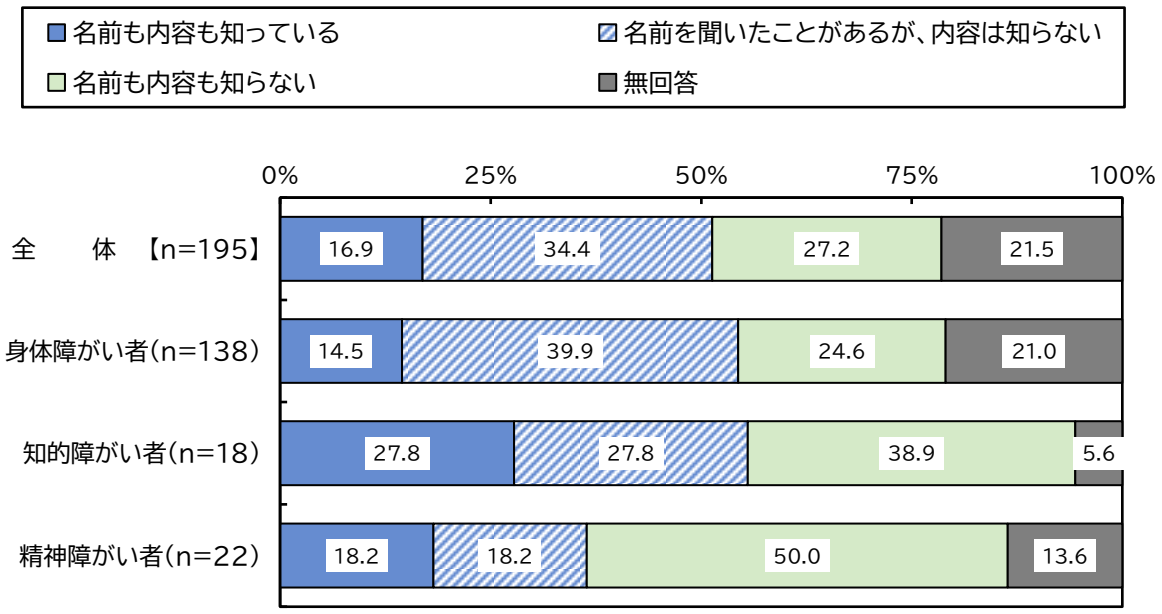

⑭障害者虐待防止法の認知度

障害者虐待防止法の認知度は、「知っている」との回答が 13.2%となっており、前回調査の 5.8%から減少しています。

前回調査との比較を障がい者別でみると、身体障がい者と知的障がい者は「知っている」が減少し、精神障がい者については増加しています。

■障害者虐待防止法の認知度

【令和５年度調査】

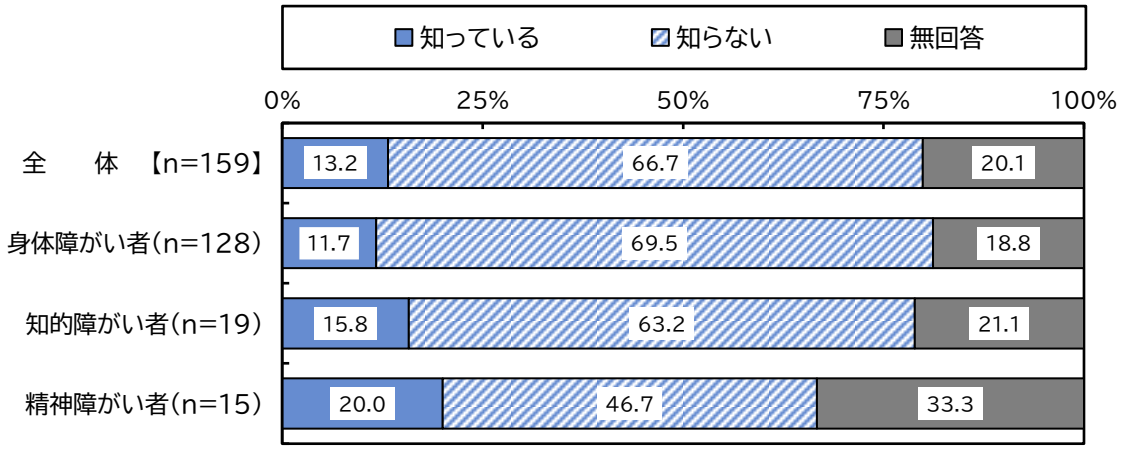

【令和２年度調査】

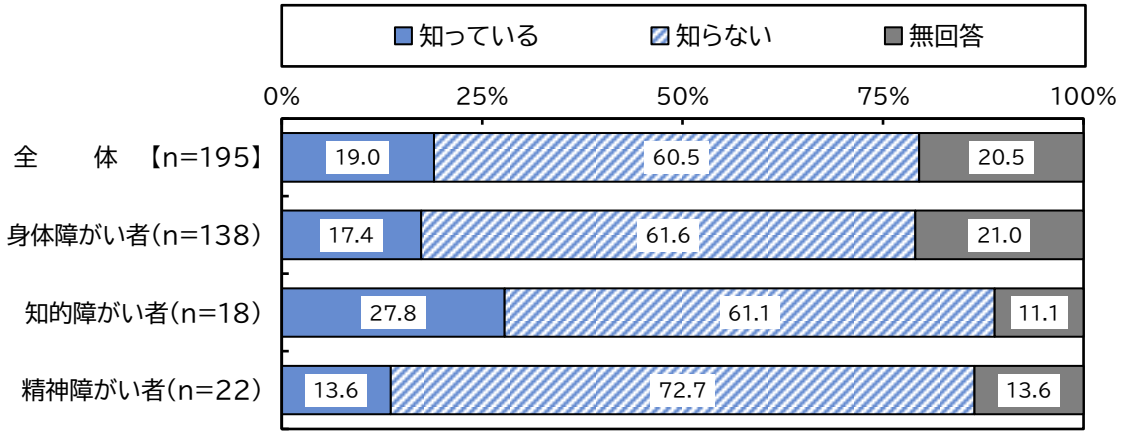

⑮障害者差別解消法の認知度

障害者差別解消法の認知度は、「知っている」との回答が 10.1%となっており、前回調査より 2.7%減少し、また「知らない」の割合は増加しています。

前回調査との比較を障がい者別でみると、「知っている」の割合は、精神障がい者は増加していますが、身体障がい者、知的障がい者については減少しています。

■障害者差別解消法の認知度

【令和５年度調査】

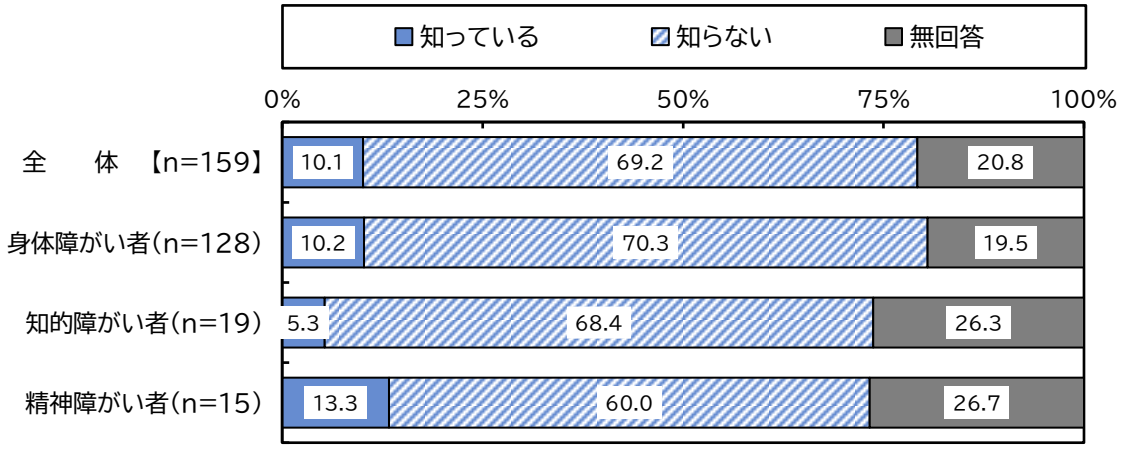

【令和２年度調査】

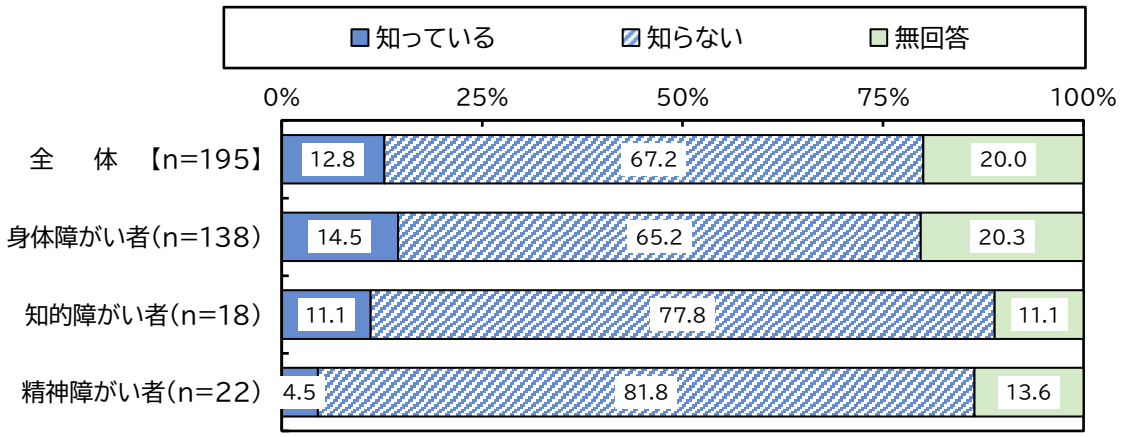

⑯障がい者にとって六ヶ所村は暮らしやすい村だと思うか

六ヶ所村は暮らしやすい村だと思うかについて、全体でみると「どちらかというと、暮らしやすい村だと思う」が35.8%で最も多く、「とても暮らしやすい村だと思う」（9.4%）と合わせると、45.2%が暮らしやすい村と回答しており、前回調査から、9.2%減少しています。

障がい者別に、「暮らしやすい村だと思う割合」をみると、身体障がい者は47.7%、知的障がい者は21.1%、精神障がい者にでは46.7%となっており、前回調査を下回っています。

■暮らしやすい村だと思うか

【令和５年度調査】

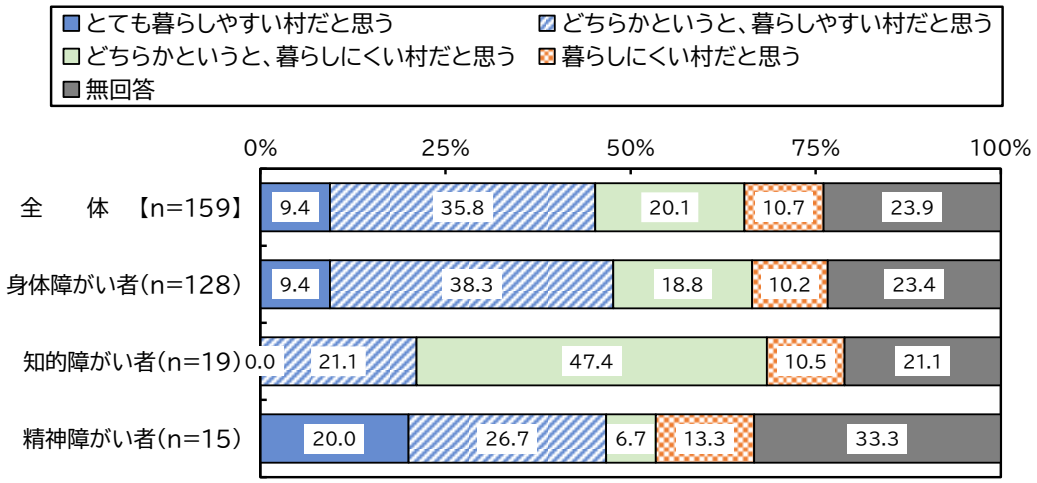

【令和２年度調査】

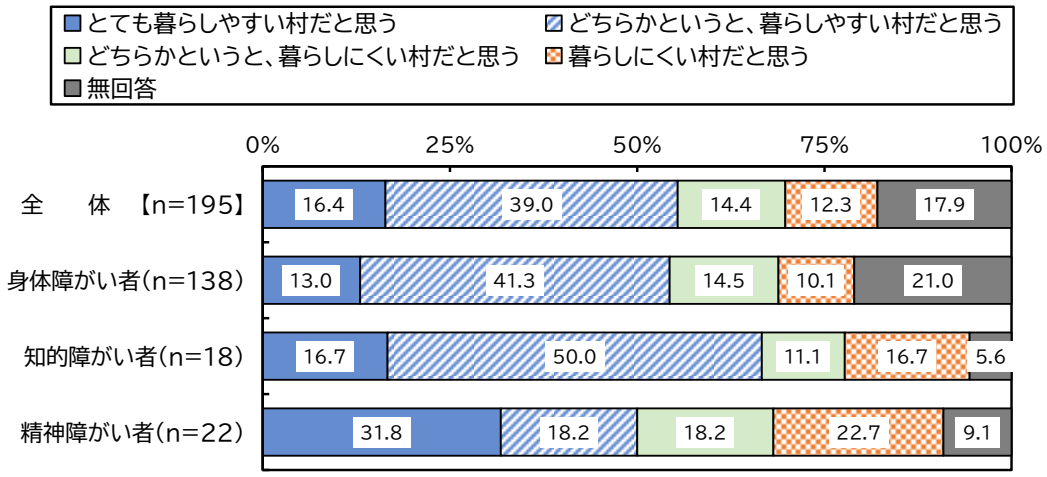

第３章

計画の基本的な視点

第3章　計画の基本的な視点

1 基本的理念

第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の基本的理念は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、国の策定指針に基づき以下の７項目を基本的理念とし、計画を推進します。

(1)障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等および障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2)村を基本とする身近な実施主体と障がい種別によることのない一元的な障がい福祉サービスの実施

村を主体とした身近な実施主体において障がい福祉サービスを実施するとともに、従来、身体障がい、知的障がい、精神障がいと種別ごとに分かれていた制度を、難病患者等も対象として一元的に実施し、サービスの充実を図ります。

(3)障がい者の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、施設入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、ＮＰＯ法人などによるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

(4)地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組づくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。その際、次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能、多機関協働の中核の機能および継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援

② ①の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援

③ ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能および住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

(5)障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、その健やかな育成を支援するため、障がい児およびその家族に対し、早期から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、地域の支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築をめざします。

さらに、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(6)障がい福祉人材の確保･定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組みます。

(7)障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえる必要があります。

そのため、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮および社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恩恵を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

2 基本的な考え方

第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の基本的な考え方は、基本的理念を踏まえ、次の点に配慮して、計画的に推進していきます。

(1)訪問系サービスの確保

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービスを確保するよう努めます。

(2)希望する障がい者等への日中活動系サービスの確保

希望する障がい者等に日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センター）を確保するよう努めます。

(3)グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練等の推進により入所等から地域生活への移行を進めます。

地域生活への移行の支援及び地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築するなどにより、その機能の充実を図ります。

(4)福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

(5)強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者、難病患者に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図ります。

（6）依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行います。

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

相談支援の提供体制の確保に当たっては、次の３点に配慮した目標を設定し、計画的な整備を行うこととします。

(1)相談支援体制の充実･強化

障がい者等、とりわけ、重度者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置し、地域における相談支援体制の充実・強化を図ります。また、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所及び指定障がい児相談支援事業所において地域の相談支援従事者の育成や支援者支援等を担う人材である主任相談支援専門員の計画的な確保に努めます。

(2)地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

相談支援体制の構築が進むことに伴い、障がい者支援施設の入所者へのサービス等利用計画作成や当該計画の実施状況の把握を行うことを通じて、地域生活への移行のための支援に係るニーズが顕在化することも考えられることから、障がい者施設等に入所又は精神科病院に入院している障がい者等の数等を勘案した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。

障がい者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。

(3)発達障がい者等に対応する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が必要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の確保を図ります。

4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい児支援の提供体制に当たっては、次の５点に配慮した目標を設定し、計画的な整備を行うこととします。

(1)地域支援体制の構築

障がい児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要です。

児童発達支援センターについては、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障がい児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図ることが必要です。

障がい児通所支援や障がい児入所支援から障がい福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、県との連携に努め、地域支援体制の構築を図ります。

(2)保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がい児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要です。

また、障がい児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との連携を図ります。

さらに、障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等が連携を図るとともに、教育委員会等との連携体制を確保することが必要です。

放課後等デイサービス等の障がい児通所支援の実施に当たっては、学校の空き教室の活用等、関連施策との緊密な連携の促進に資する実施形態を検討することが必要です。

難聴児の支援に当たっても、保育、保健医療、教育等の関係機関との連携は極めて重要であり、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実が図られるよう、県や関係機関との連携を図ります。

(3)障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っていることから、質の確保及び向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

(4)地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

地域共生社会の実現・推進の観点から、年少期からのインクルージョンを推進し、障がいの有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合う経験を持てるようにしていく必要があります。

また、保育所等訪問支援等を活用し、障がい児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

(5)特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

①重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、障がい児支援等の充実を図ります。

さらに、心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を図ります。

加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置の促進を図ります。

②強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対して、障がい児通所支援等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材育成等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図ります。

③虐待を受けた障がい児等に対する支援体制の整備

虐待を受けた障がい児等に対しては、障がい児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障がい児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。

5 サービス等の体系

障がい者及び障がい児を総合的に支援するサービスの全体像は次のとおりです。

【　障がい福祉サービス等の体系図　】

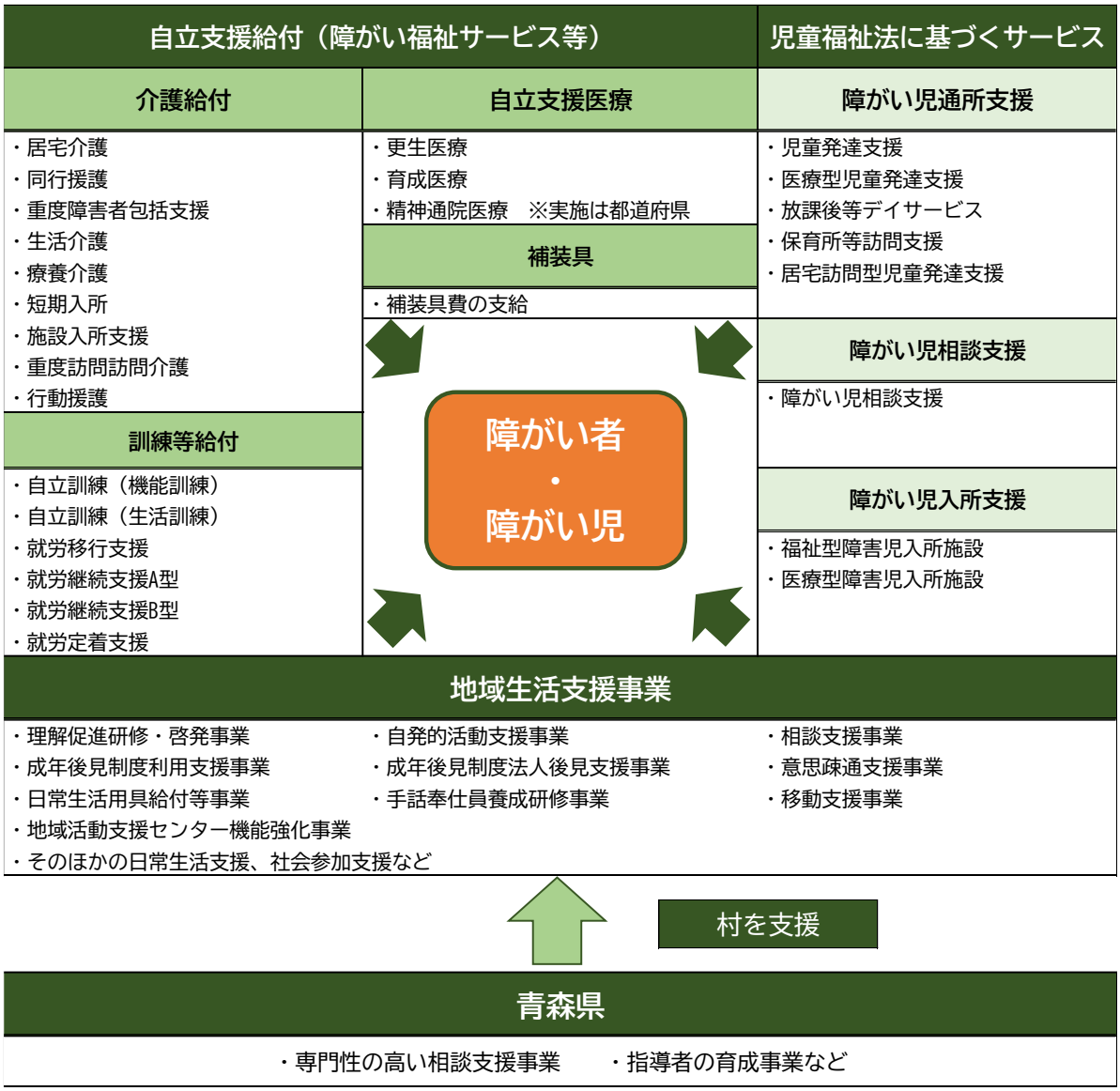

障害者総合支援法に基づき、障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえて個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」の提供、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な実施形態による「地域生活支援事業」の実施、「自立支援医療」・「補装具」の支給が行われます。また、障がい児に対しては、「児童福祉法に基づくサービス」が提供されます。

第４章

数値目標の設定

第4章　数値目標の設定

1　令和8年度までに目指す数値目標の設定

第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の目的の１つは、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題にいかに対応していくのかを明らかにすることです。

本計画ではこれまでの実績と本村の実状を踏まえ、新たに令和８年度末までの数値目標を設定することとします。

(1)福祉施設入所者の地域生活移行の目標

国の指針では、本計画期間において、「令和４年度末時点の施設入所者の６％以上を地域生活へ移行すること」、「令和４年度末時点の施設入所者の５％以上減」を目標として設定しています。

本村では、地域の実情を踏まえ、入所者数の削減目標を２人、地域生活移行者数の目標を２人と設定します。

■施設入所者の地域生活への移行

目標１　　施設入所者の地域生活への移行

	目標項目	令和４年度末	目標
【第７期目標値】令和８年度	令和８年度末時点で、令和４年度末の施設入所者数（39 人）の６％以上を地域生活へ移行する。	０人	２人
	令和８年度末時点で、令和４年度末の施設入所者数（39 人）の５％以上を減。	39 人	37 人

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国では、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すことを基本とします。

本村では、令和３年度に、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、今後も継続する予定です。

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標２　　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築			
		現状	目標
【第７期目標値】 令和８年度	保健・医療・福祉関係者による協議の場を引き続き設置	設置済	設置済 （継続）

※現状は令和５年６月現在

(3)地域生活支援拠点の整備

国の指針では、地域生活支援拠点等について、令和８年度末までに各市町村または各圏域に１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急連絡体制の構築を進め、年１回以上運用状況を検証および検討することとしています。

また、強度行動障がいを有する障がい者に関し、その状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備をすることとしています。

本村では、第７期計画期間内の令和８年度において、上十三圏域での地域生活支援拠点の設置、それに係るコーディネーターの配置、運用状況の検証・検討、強度行動障がいを有する者に対する支援体制の整備に向け協議を行います。

■地域生活支援拠点の整備

目標３　　地域生活支援拠点の整備

		現状	目標
【第７期目標値】令和８年度	令和８年度末までに地域生活支援拠点の設置	未設置	１か所
	令和８年度末のコーディネーターの配置人数	-	１人
	令和８年度末の運用状況の検証・検討回数	-	１回/年
	令和８年度の強度行動障がいを有する障がい者の状況やニーズの把握	-	実施
	令和８年度の強度行動障がいを有する者に対する支援体制の整備の有無	-	有

※現状は令和５年６月現在

(4)福祉施設から一般就労への移行等

国の指針では、「福祉施設から一般就労への移行」について、「福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する年間延べ人数」が「令和８年度には令和３年度の1.28倍以上になること」を目標として設定し、就労移行支援事業、就労継続支援Ａ型事業、就労継続支援Ｂ型事業について、それぞれ一般就労に移行する者の目標値を定めています。

就労定着支援事業の利用者数については、令和３年度実績の1.41倍以上、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とすることを目標値として定めています。

本村では、地域の実情を踏まえ、令和８年度において、「福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する年間延べ人数」は１人と設定します。また、就労移行支援事業、就労継続支援Ａ型事業、就労継続支援Ｂ型事業、就労定着支援事業については、１人と設定します。

■福祉施設から一般就労への移行

目標４　　福祉施設から一般就労への移行			
		令和３年度末	目標
【第７期目標値】令和８年度	令和８年度の年間一般就労移行者数	０人	１人
	就労移行支援事業による一般就労移行者数	０人	１人
	就労継続支援Ａ型事業による一般就労移行者数	０人	１人
	就労継続支援Ｂ型事業による一般就労移行者数	０人	１人
	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者が５割以上になる就労移行支援事業所数	―	該当なし
	一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者数	０人	１人
	就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所	―	該当なし

(5)障がい児支援の提供体制の整備等

国の指針では、障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築を目指し、「令和８度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１か所以上設置、または圏域で設置」、「令和８年度末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築」することを目標として設定しています。

また、主に重症心身障がい児を支援するため、「令和８年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保」することを目標として設定しています。

さらに、医療的ケア児支援のため「令和８年度末までに、各都道府県、各圏域および各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置」することを目標として設定していますが、令和３年度において、医療的ケア児のための関係機関の協議の場を確保し、令和５年度において、医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置がされています。

本村では今後、児童発達支援センターの整備、児童発達支援事業所の設置を近隣市町村と協議し、上十三圏域での設置を目指していきます。

■障がい児支援の提供体制の整備等

目標５　　障がい児支援の提供体制の整備等

		現状	目標
【第７期目標値】令和８年度	児童発達支援センターの設置	未設置	上十三圏域で設置
	保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	上十三圏域で確保済	上十三圏域で確保済
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	未確保	上十三圏域で確保
	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	上十三圏域で確保済	上十三圏域で確保済
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	上十三圏域で設置済	上十三圏域で設置済
	医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置の有無	有	有

※現状は令和５年６月現在

(6)相談支援体制の充実･強化等

国の指針では、令和８年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するため基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することとされています。また、協議会における「相談支援事業所の参画による事例検討の実施」、「事例検討実施の参加事業者・機関数」の見込みも設定することとしています。

■相談支援体制の充実･強化等

目標６　　相談支援体制の充実・強化等

		現状	目標
【第７期目標値】令和８年度	基幹相談支援センターの設置	－	未設置
	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施	－	１回
	協議会における事例検討実施の参加事業者・機関数	－	１機関

※現状は令和５年６月現在

(7)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針では、令和８年度末までに、「都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込み」、「障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無およびその実施の見込み」を設定することとしています。

障がい福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の整備は令和３年度に実施しており、今後は「都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数」を年に１人、「障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無およびその実施の見込み」を年に 12 回を目標とし、障がい福祉サービス等の質の向上を目指していきます。

■障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

目標７	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築		
		現状	目標
【第７期目標値】令和８年度	県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	１人	１人
	障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有	有
	障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有	12 回	12 回

※現状は令和５年６月現在

第５章

見込量と確保の方策

第５章　見込量と確保の方策

1 障がい福祉サービスの見込量と確保の方策（第７期障がい福祉計画）

(1)訪問系サービス

【訪問系サービス一覧】

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がかなり高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【サービス実績及び見込量】(1ヵ月)

名称	単位	第６期実績・見込			第７期見込		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
居宅介護	時間	66	24	120	120	136	136
	人	5	5	7	7	8	8
重度訪問介護	時間	296	241	270	270	270	270
	人	1	1	1	1	1	1
同行援護	時間	0	0	0	1	1	1
	人	0	0	0	1	1	1

名称	単位	第６期実績・見込			第７期見込		
		令和３年　度	令和４年　度	令和５年　度	令和６年　度	令和７年　度	令和８年　度
行動援護	時間	2	2	2	2	2	2
	人	1	1	1	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

※各年度、当該年度末月の実績（令和5年度は年度末月の見込）。以降の表も同じ。

《確保の方策》

今後、自宅で生活している障がい者をはじめ、地域生活へ移行する施設入所者等の自立を支えるために、サービス事業所や相談支援事業者等との連携のもとに、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。また、各種サービスの内容についても、村公式ホームページ、広報紙等を活用し、周知徹底に努めます。

(2)日中活動系サービス

【日中活動系サービス一覧】

サービス名	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （Ａ型：雇用型、 Ｂ型：非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス実績及び見込量】(1ヵ月)

名称	単位	第６期実績・見込			第７期見込		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
生活介護	人日	946.0	953.4	968.0	968.0	990.0	990.0
	人	43	42	44	44	45	45
生活介護 ※うち重度障がい者の数	人日	161	184	184	184	184	184
	人	7	8	8	8	8	8
生活介護 ※うち強度行動障がいを有する者の数	人日	161	161	161	161	161	161
	人	7	7	7	7	7	7
生活介護 ※うち高次脳機能障がいを有する者	人日	0	23	23	23	23	23
	人	0	1	1	0	1	1

※人日:実利用人数×1 人当たりの利用日数。以降の表も同じ。

名称	単位	第６期実績・見込			第７期見込		
		令和３年　度	令和４年　度	令和５年　度	令和６年　度	令和７年　度	令和８年　度
生活介護 ※うち医療的ケアを必要とする者の数	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
自立訓練 （機能訓練）	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	人日	68.1	46.0	46.0	46.0	46.0	46.0
	人	3	2	2	2	2	2
就労移行支援	人日	0	0	0	10	10	10
	人	0	0	1	1	1	1
就労継続支援 （A 型：雇用型）	人日	42	42	39	42	42	63
	人	2	2	2	2	2	3
就労継続支援 （B 型：非雇用型）	人日	665.6	777.0	780.0	780.0	780.0	820.0
	人	32	37	37	37	37	39
就労定着支援	人	1	0	0	1	1	1
療養介護	人	1	1	1	1	1	1
短期入所 （福祉型）	人日	47.1	4.0	19.0	20.0	20.0	25.0
	人	3	2	4	4	4	5
短期入所 （福祉型） ※うち重度障がい者の数	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
短期入所 （福祉型） ※うち強度行動障がいを有する者の数	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

名称	単位	第６期実績・見込			第７期見込		
		令和３年　度	令和４年　度	令和５年　度	令和６年　度	令和７年　度	令和８年　度
短期入所（福祉型）※高次脳機能障がいを有する者の数	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
短期入所（福祉型）※うち医療的ケアを必要とする者の数	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
短期入所（医療型）	人日	0	0	3	3	3	3
	人	0	0	1	1	1	1
短期入所（医療型）※うち重度障がい者の数	人日	0	0	3	3	3	3
	人	0	0	1	1	1	1
短期入所（医療型）※うち強度行動障がいを有する者の数	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
短期入所（医療型）※高次脳機能障がいを有する者の数	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
短期入所（医療型）※医療的ケアを必要とする者の数	人日	0	0	3	3	3	3
	人	0	0	1	1	1	1

※人日：実利用人数×1 人当たりの利用日数。以降の表も同じ。

《確保の方策》

各サービスの広報も含め、利用希望があった場合に適切にサービスにつなげられるよう、相談支援専門員等、関係者との情報共有に努めます。また、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

(3)居住系サービス

【居住系サービス一覧】

サービス名	サービス内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス実績及び見込量】(1ヵ月)

名称	単位	第６期実績・見込			第７期見込		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人	24	25	22	22	22	24
共同生活援助 (グループホーム) ※うち重度障がい者の数	人	3	3	3	3	3	3
共同生活援助 (グループホーム) ※うち強度行動障がいを有する者の数	人	3	3	3	3	3	3
共同生活援助 (グループホーム) ※うち高次脳機能障がいを有する者	人	0	0	0	0	0	0

名称	単位	第６期実績・見込			第７期見込		
		令和３年　度	令和４年　度	令和５年　度	令和６年　度	令和７年　度	令和８年　度
共同生活援助（グループホーム）※うち医療的ケアを必要とする者の数	人	0	0	0	0	0	0
施設入所支援	人	40	39	41	41	41	37

《確保の方策》

自宅等で暮らすことが困難な障がい者のニーズに対応するとともに、施設入所者や病院の入院からの地域生活への移行を見据え、グループホームの提供体制の確保に努めます。

(4)相談支援

【相談支援サービス一覧】

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービスの利用が見込まれる人で、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な障がい者に、計画的なプログラム作成の相談をします。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与するサービスです。

【サービス実績及び見込量】(1ヵ月)

名称	単位	第６期実績・見込			第７期見込		
		令和３年　度	令和４年　度	令和５年　度	令和６年　度	令和７年　度	令和８年　度
計画相談支援	人	28	30	30	30	30	30
地域移行支援	人	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	1	1	1

《確保の方策》

障がい者が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、サービス等利用計画を作成するものであり、今後も相談支援事業所やその他関係機関との連携を密にし、対象者の適正な把握に努めるとともに、利用者数の見込みを定め、サービス提供体制の確保に努めます。

2 障がい児支援の見込量と確保の方策（第3期障がい児福祉計画）

(1)障がい児通所支援

【障がい児通所支援一覧】

サービス名	サービス内容
児童発達支援	身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等をすることにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対して居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

【サービス実績及び見込量】（1ヵ月）

名称	単位	第６期実績・見込			第７期見込		
		令和３年　度	令和４年　度	令和５年　度	令和６年　度	令和７年　度	令和８年　度
児童発達支援	人日	3	32	30	30	30	36
	人	1	5	5	5	5	6
放課後等デイサービス	人日	119.2	92.8	120.0	120.0	120.0	135.0
	人	8	8	8	8	8	9
保育所等訪問支援	人日	0	0	2	2	2	2
	人	0	0	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

《確保の方策》

児童発達支援や放課後等デイサービスは利用者の増加が見込まれることから、関係機関と連携しながら、必要なサービスの提供体制の確保に努めます。

(2)障がい児相談支援

障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい児通所支援を利用するすべての障がい児に対し、障がい児支援利用計画を作成するサービスです。

なお、障がい児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者総合支援法に基づき、指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成することとなり、また、入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障がい児支援利用計画の作成対象外となります。

【サービス実績及び見込量】(1ヵ月)

名称	単位	第６期実績・見込			第７期見込		
		令和３年　度	令和４年　度	令和５年　度	令和６年　度	令和７年　度	令和８年　度
障がい児相談支援	人	6	8	8	8	8	9

《確保の方策》

障がい児やその家族が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、サービス等利用計画を作成するものであり、今後も相談支援事業所やその他関係機関との連携を密にし、対象者の適正な把握に努めるとともに、利用者数の見込みを定め、サービス提供体制の確保に努めます。

3 自立支援医療と補装具の見込量と確保の方策

(1)自立支援医療制度

自立支援医療制度は、心身の障がいを除去・軽減するための医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。基本は１割負担ですが、低所得の方だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる方々にも月額負担に上限を設定するなどの負担軽減策が講じられています。

①精神通院医療

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第５条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院に係る医療費の支給を行います。

②更生医療

「身体障害者福祉法」第４条に規定する身体上の障がいを有すると認められる者で、障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して、その障がいの除去・軽減に必要な医療費の支給を行います。

③育成医療

身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して、その障がいの除去・軽減に必要な医療費の支給を行います。

■自立支援医療制度利用者

【サービス実績及び見込量】

名称	単位	第６期実績・見込			第７期見込		
		令和３年　度	令和４年　度	令和５年　度	令和６年　度	令和７年　度	令和８年　度
精神通院医療	人	165	150	137	150	150	150
更生医療	人	54	53	39	48	48	48
育成医療	人	3	6	2	3	3	3

※各年度、年間当たりの延べ実績（令和5年度は年間見込）。以降の表も同じ。

《確保の方策》

今後も制度に合わせた安定的な支給が行えるよう財源確保を図ります。

(2)補装具の支給

補装具とは、「身体に装着(装用)することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に、長期間にわたって継続して使用される装具」で、義肢や車いすなどがあります。

補装具費の支給サービスでは、補装具を必要とする障がい者に購入費や修理費の給付を行っており、利用者負担については１割の定率負担が適用されますが、所得に応じて一定の負担上限が設定されています。

■補装具費の支給件数

【サービス実績及び見込量】

名称	単位	第６期実績・見込			第７期見込		
		令和３年　度	令和４年　度	令和５年　度	令和６年　度	令和７年　度	令和８年　度
交付件数	件	11	11	15	12	12	12
修理件数	件	9	6	15	10	10	10

《確保の方策》

今後も一人一人の状況に応じた支給に努めるとともに、制度に合わせた安定的な支給が行えるよう財源確保を図ります。

4 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

障がい者が自らの適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するために、地域生活支援事業を実施します。

実施事業については、障がい者の能力や適性に応じて自立した生活を過ごせるよう、身近できめ細やかな支援を行うために様々なサービスが用意されており、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業等の 10 事業からなる「必須事業」と、村が独自で実施する事業を定める「任意事業」から構成されます。

(1)必須事業

【必須事業一覧】

サービス名	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	共生社会の実現を目指すため、障がいや障がい者に関する理解を深めるための研修及び啓発活動を行います。
自発的活動支援事業	障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援します。
相談支援事業	障がい児者およびその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供をしたり、権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、身寄りがないなどの理由から村長申立てを行う場合に、成年後見制度の手続きに要する費用を補助します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保し、法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者等の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付等により、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、聴覚障がい者の社会参加促進を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な支援を行います。

【サービス実績及び見込量】

サービス名	単位	第６期実績・見込			第７期見込		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
理解促進研修・啓発事業							
心のバリアフリー教室	－	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	－	無	無	無	無	無	無
相談支援事業							
障がい者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	－	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	件	0	0	0	0	0	0
成年後見制度法人後見支援事業	－	無	無	無	無	無	無
意思疎通支援							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	か所	0	0	0	0	0	0

サービス名	単位	第６期実績・見込			第７期見込		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件	0	0	1	1	1	1
自立生活支援用具	件	2	0	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	0	1	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件	1	0	1	1	1	1
排泄管理支援用具	件	208	209	210	210	210	210
居宅生活動作補助用具（住宅改善費）	件	0	0	0	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	人	1	1	0	0	1	1
移動支援事業	人	3	3	2	2	2	2
	時間	1	3	5	5	5	5
地域活動支援センター	人	0	0	0	0	0	0
	か所	0	0	0	0	0	0

《確保の方策》

障がいや障がい者に関する理解を深めるための啓発活動を継続していきます。

また、各事業の周知を行い、利用希望があった場合に適切に支給できるよう財源確保を図ります。

相談支援に関しては、３障がい共通の相談窓口を確保し、相談しやすい体制に努めます。

(2)任意事業

【任意事業一覧】

サービス名	サービス内容
訪問入浴サービス事業	在宅の重度の障がい者に対し、居宅において入浴サービスを提供します。事業運営については、社会福祉法人等に委託することによりサービス提供を確保します。
更生訓練費給付事業	就労移行支援・自立訓練を受けている身体障がい者で更生訓練を受けている者等に更生訓練費を支給し、障がい者の社会復帰の促進を図ります。
日中一時支援事業	在宅障がい児（者）を一時的に預かることで、日中活動の場を提供し、家族の一時的な介護負担の軽減を図ります。事業運営については、社会福祉法人等に委託することによりサービス提供を確保します。
生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の障がい者に対し、地域での自立した生活の推進を図るため、家事など日常生活に関して必要な支援を行います。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車免許の取得により社会参加が見込まれる障がい者に免許取得に要した費用の一部を補助します。 また、自ら自動車を運転する身体障害者手帳所持者で、所有または取得する自動車を改造する場合、所得制限の条件を満たす場合に費用の一部を補助します。

【サービス実績及び見込量】

サービス名	単位	第６期実績・見込			第７期見込		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
訪問入浴サービス事業	人	0	0	0	0	0	0
更生訓練費給付事業	人	0	0	0	0	0	0
日中一時支援事業	人	2	2	2	2	2	2
	回	194	198	187	193	193	193
生活サポート事業	人	0	0	1	1	1	1
	回	0	0	5	5	5	5
自動車運転免許取得・改造助成事業	件	0	0	0	0	0	0

《確保の方策》

障がいのある人の日常生活や社会生活を支えるため、各事業の提供を継続します。

第６章

計画の推進にあたって

第6章　計画の推進にあたって

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（ＰＤＣＡサイクル）とされています。

「ＰＤＣＡサイクル」とは、様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」、「実行(Do)」、「評価(Check)」、「改善（Act)」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

■障がい福祉計画におけるPDCAサイクル

資　料

資　料

1　六ヶ所村地域自立支援協議会設置要綱

平成21年11月10日訓令第28号
改正
平成22年３月19日訓令第21号
平成29年６月26日訓令第15号

六ヶ所村地域自立支援協議会設置要綱

（趣旨）

第１条　この訓令は、六ヶ所村地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　障害者の生活を支えるため、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、協議会を設置する。

（協議事項）

第３条　協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

（１）　委託相談支援事業者の運営評価等に関する事項
（２）　困難事例への対応のあり方に関する事項
（３）　地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事項
（４）　地域の社会資源の開発、改善に関する事項
（５）　六ヶ所村相談支援機能強化事業及び青森県相談支援体制整備事業の活用に関する事項
（６）　個別ケア会議の設置、運営に関する事項
（７）　障害者計画・障害福祉計画策定に関する事項
（８）　その他協議会の運営に関し村長が必要と認める事項

（委員及び組織）

第４条　会議の委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱又は任命する。

（１）　相談支援事業者
（２）　障害福祉サービス事業者
（３）　保健・医療機関関係者
（４）　教育機関関係者
（５）　障害者団体関係者
（６）　学識経験者
（７）　その他地域の障害福祉の推進のために村長が適当と認めた者

２　協議会に、個別ケア会議を置く。

３　個別ケア会議は、第１項に定める機関、団体の実務担当者及びその他必要な関係者で構成する。

（任期）
第５条　委員の任期は２年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とし、再任を妨げない。
（会長及び副会長）
第６条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
２　会長は協議会を代表し、会務を総理する。
３　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又はかけたときは、その職務を代理する。
（会議）
第７条　会議は、必要に応じ会長が招集する。ただし、委員委嘱又は任命後の最初の会議は村長が招集する。
２　会長は会議の議長となり、議事を整理する。
３　会議は、委員の過半数の者の出席がなければ会議を開くことができない。
４　会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
５　個別ケア会議は、必要な委員等によって適宜開催するものとし、会長が招集し、会議の進行は参集した者から互選する。
（意見聴取）
第８条　協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
（秘密保持）
第９条　委員は、協議会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後においても同様とする。
（庶務）
第 10 条　協議会の庶務は、福祉課において処理する。
（その他）
第 11 条　この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この訓令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２　この訓令の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第４条の規定にかかわらず、平成 23 年３月 31 日までとする。
附　則（平成 22 年３月 19 日訓令第 21 号）
この訓令は、公布の日から施行する。
附　則（平成 29 年６月 26 日訓令第 15 号）
この訓令は、公布の日から施行し、平成 28 年４月１日から適用する

2　六ヶ所村地域自立支援協議会委員名簿

委嘱・任命期間　令和５年７月５日～令和７年３月３１日

NO	所属名	委員名	備考 （順番は設置要綱第４条のとおり）
1	指定相談支援事業所かけはし 施設長	天間　龍博	相談支援事業者
2	ぼんてん荘デイサービスセンター 所長	佐々木　薫	障害福祉サービス事業者
3	たもぎデイサービスセンター 所長	駒井　長吉	障害福祉サービス事業者
4	六ヶ所村地域家庭医療センター センター長	松岡　史彦	保健・医療機関関係者
5	保健相談センター　所長	佐々木　恵理子	保健・医療機関関係者
6	青森県立七戸養護学校 進路指導主事	西坂　明	教育機関関係者
7	教育委員会学務課　課長	市川　秀和	教育機関関係者
8	村身体障害者福祉会　会長	坂上　健一	障害者団体関係者
9	村手をつなぐ親の会　会長	蛯澤　雪江	障害者団体関係者
10	村民生委員児童委員協議会　会長	上長根　浅吉	学識経験者
11	村社会福祉協議会　会長	橋本　喜代二	その他村長が適当と認めた者
12	村商工会　会長	種市　治雄	その他村長が適当と認めた者
13	政策推進課　課長	吉岡　主悦	その他村長が適当と認めた者
14	子ども支援課　課長心得	三上　江理子	その他村長が適当と認めた者

○六ヶ所村地域自立支援協議会設置要綱第４条の規定により次に掲げる者のうちから、村長が委嘱または任命する。

（１）相談支援事業者　（２）障害福祉サービス事業者
（３）保健・医療機関関係者　（４）教育機関関係者
（５）障害者団体関係者　（６）学識経験者
（７）その他地域の障害福祉の推進のために村長が適当と認めた者

六ヶ所村第７期障がい福祉計画
・
第3期障がい児福祉計画
（令和６年度 － 令和８年度）

令和６年3月
発行　六ヶ所村
編集　六ヶ所村　福祉課
〒039-3212
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附 475
TEL:0175-72-2111(代)
FAX:0175-72-2604